

議案第 1 号

令和 7 年度船橋市一般会計予算

令和 7 年度船橋市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 5 6 , 8 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 5 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
10 市税		113,712,900
	10 市民税	56,345,300
	15 固定資産税	41,677,700
	20 軽自動車税	767,200
	25 市たばこ税	3,977,000
	30 特別土地保有税	100
	32 入湯税	3,000
	35 事業所税	2,214,500
	40 都市計画税	8,728,100
15 地方譲与税		982,900
	12 地方揮発油譲与税	205,500
	15 自動車重量譲与税	669,800
	22 森林環境譲与税	80,000
	25 特別とん譲与税	27,600
20 利子割交付金		100,100
	10 利子割交付金	100,100
21 配当割交付金		815,000
	10 配当割交付金	815,000
23 株式等譲渡所得割交付金		967,400
	10 株式等譲渡所得割交付金	967,400
24 地方消費税交付金		16,981,200
	10 地方消費税交付金	16,981,200
25 ゴルフ場利用税交付金		3,100
	10 ゴルフ場利用税交付金	3,100
26 法人事業税交付金		1,273,600
	10 法人事業税交付金	1,273,600
30 自動車取得税交付金		100
	10 自動車取得税交付金	100
31 環境性能割交付金		239,700
	10 環境性能割交付金	239,700
35 国有提供施設等所在市助 成交付金		200,000
	10 国有提供施設等所在市助 成交付金	200,000
37 地方特例交付金		1,063,100
	10 地方特例交付金	1,061,300
	30 新型コロナウイルス感染 症対策地方税減収補填特 別交付金	1,800
40 地方交付税		8,782,800
	10 地方交付税	8,782,800

(単位：千円)

款	項	金 額
45 交通安全対策特別交付金		53,600
	10 交通安全対策特別交付金	53,600
50 分担金及び負担金		1,292,900
	10 負担金	1,292,900
55 使用料及び手数料		4,703,500
	10 使用料	3,028,730
	15 手数料	1,674,770
60 国庫支出金		51,957,000
	10 国庫負担金	42,284,980
	15 国庫補助金	9,530,310
	20 委託金	141,710
65 県支出金		17,047,700
	10 県負担金	11,496,360
	15 県補助金	3,707,540
	20 委託金	1,843,800
70 財産収入		729,800
	10 財産運用収入	533,770
	15 財産売払収入	196,030
75 寄附金		1,694,300
	10 寄附金	1,694,300
80 繰入金		7,293,600
	10 基金繰入金	7,088,600
	15 特別会計繰入金	205,000
85 繰越金		300,000
	10 繰越金	300,000
90 諸収入		9,539,500
	10 延滞金・加算金及び過料	169,170
	15 市預金利子	340
	20 貸付金元利収入	2,773,060
	25 受託事業収入	694,160
	30 収益事業収入	240,000
	35 雑入	5,662,770
95 市債		17,066,200
	10 市債	17,066,200
歳 入	合 計	256,800,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
10 議会費		1,030,900
	10 議会費	1,030,900
15 総務費		22,858,800
	10 総務管理費	18,041,560
	15 徴税費	1,837,340
	20 戸籍住民基本台帳費	1,697,890
	25 選挙費	684,520
	30 統計調査費	461,520
	35 監査委員費	135,970
20 民生費		124,277,200
	10 社会福祉費	43,826,680
	15 児童福祉費	62,441,550
	20 生活保護費	17,993,750
	25 災害救助費	15,220
25 衛生費		18,552,400
	10 保健衛生費	11,244,200
	15 清掃費	7,308,200
30 労働費		199,500
	10 労働諸費	199,500
35 農林水産業費		524,200
	10 農業費	432,750
	15 林業費	61,800
	20 水産業費	29,650
40 商工費		4,426,900
	10 商工費	4,426,900
45 土木費		26,672,500
	10 土木管理費	819,280
	15 道路橋りょう費	4,964,770
	20 河川費	2,104,930
	25 港湾費	29,970
	30 都市計画費	17,525,070
	35 住宅費	1,228,480
50 消防費		7,359,800
	10 消防費	7,359,800
55 教育費		30,657,000
	10 教育総務費	6,700,460
	15 小学校費	3,874,130
	20 中学校費	3,507,740
	25 高等学校費	1,547,730
	30 特別支援学校費	290,210
	35 社会教育費	6,131,030

第2表 継続費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
15 総務費	10 総務管理費	本庁舎特定天井 改修事業	363,122	令和7年度	39,260
				令和8年度	323,862
		旧金杉台中学校 体育館解体事業	84,197	令和7年度	0
				令和8年度	84,197
		二和東5丁目 市有地整備事業	1,049	令和7年度	0
				令和8年度	1,049
45 土木費	15 道路橋りよ う費	二和東5丁目 市有地整備事業	150,600	令和7年度	110,500
				令和8年度	40,100
	30 都市計画費	都市計画道路 3・3・7号線 地下横断施設 新設事業	1,952,000	令和7年度	127,000
				令和8年度	254,000
				令和9年度	418,000
				令和10年度	368,000
				令和11年度	435,000
				令和12年度	199,000
				令和13年度	90,000
				令和14年度	61,000
		二和東5丁目 市有地整備事業	476,872	令和7年度	263,483
				令和8年度	213,389
50 消防費	10 消防費	消防局庁舎 建設事業	4,559,647	令和7年度	31,820
				令和8年度	1,006,139
				令和9年度	3,521,688
55 教育費	10 教育総務費	総合教育センター 改修事業	166,760	令和7年度	27,372
				令和8年度	139,388
	20 中学校費	海神中学校 校舎建替事業	4,449,041	令和7年度	921,280
				令和8年度	2,835,230
				令和9年度	618,193
				令和10年度	74,338
		宮本中学校 校舎建替事業	3,709,991	令和7年度	128,000
				令和8年度	1,803,451
				令和9年度	1,778,540

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
55 教育費	35 社会教育費	旧金杉台中学校 (仮称)埋蔵文化財 調査研究センター 移転改修事業	457,104	令和7年度	228,552
				令和8年度	228,552
		二和東5丁目 市有地整備事業	34,131	令和7年度	0
				令和8年度	34,131

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ちば電子調達システムサービス使用料	令和7年度～令和8年度	703千円
文書等集配業務委託料	令和7年度～令和9年度	34,730千円
データエントリー業務委託料	令和7年度～令和9年度	4,829千円
福祉ビル受変電設備改修費	令和7年度～令和8年度	111,760千円
二宮出張所受変電設備改修費	令和7年度～令和8年度	69,003千円
情報システム関連更新賃借料	令和7年度～令和12年度	29,159千円
標準準拠システム使用料	令和7年度～令和12年度	671,490千円
ガバメントクラウド運用管理補助業務委託料	令和7年度～令和12年度	203,280千円
情報システム関連改修業務委託料	令和7年度～令和8年度	12,540千円
D X推進計画策定コンサルティング業務委託料	令和7年度～令和8年度	16,797千円
納税コールセンター運営業務委託料	令和7年度～令和10年度	102,528千円
納税通知書作成業務委託料	令和7年度～令和9年度	367,344千円
課税データエントリー業務委託料	令和7年度～令和8年度	3,731千円
市・県民税受電業務委託料	令和7年度～令和10年度	19,118千円
地域福祉計画策定業務委託料	令和7年度～令和8年度	9,196千円
地域生活支援拠点コーディネーター等業務委託料	令和7年度～令和10年度	67,860千円

事 項	期 間	限 度 額
障害者等住宅整備資金貸付	令和7年度～令和8年度	6,976千円
緊急通報システム運営業務委託料	令和7年度～令和11年度	436,217千円
社会福社会館受変電設備改修費	令和7年度～令和8年度	157,410千円
老人福祉施設整備費補助金	令和7年度～令和8年度	479,000千円
北部福社会館受変電設備改修費	令和7年度～令和8年度	233,640千円
保育料納付書等処理業務委託料	令和7年度～令和8年度	2,332千円
休日保育事業業務委託料	令和7年度～令和9年度	26,400千円
海神児童ホーム・西簡易マザーズホーム・老人憩の家高圧受変電設備改修費	令和7年度～令和8年度	84,315千円
薬円台児童ホーム・薬円台公民館高圧受変電設備・非常用発電機改修費	令和7年度～令和8年度	149,380千円
薬円台児童ホーム・薬円台公民館エレベーター改修費	令和7年度～令和8年度	38,060千円
三咲児童ホーム・三咲公民館エレベーター改修費	令和7年度～令和10年度	21,616千円
児童育成料納付書等処理業務委託料	令和7年度～令和8年度	1,194千円
宮本放課後ルーム貸借料	令和7年度～令和10年度	119,972千円
児童相談所消耗品・備品購入費	令和7年度～令和8年度	378,638千円
児童相談所施設総合管理業務委託料	令和7年度～令和12年度	298,594千円
児童相談所施設警備機器購入費	令和7年度～令和8年度	24,037千円

事 項	期 間	限 度 額
児童相談所(一時保護所)給食運営業務委託料	令和7年度～令和11年度	172,142千円
公立保育園受変電設備改修費	令和7年度～令和8年度	196,119千円
住宅等災害復旧資金利子補給	令和7年度～令和14年度	借受残高に年3.0パーセント以内の率を乗じた額
リハビリテーション病院空調設備等改修費	令和7年度～令和10年度	2,747,547千円
保健福祉センター施設総合管理業務委託料	令和7年度～令和12年度	479,512千円
ふなばし三番瀬環境学習館受変電設備改修費	令和7年度～令和8年度	162,030千円
清掃センター塵芥収集車購入費	令和7年度～令和8年度	77,534千円
農業後継者対策資金利子補給	令和7年度～令和12年度	貸付残高に年5.5パーセント以内の率を乗じた額
農業近代化資金利子補給	令和7年度～令和27年度	融資残高に年3.0パーセント以内の率を乗じた額
農業災害復旧資金利子補給	令和7年度～令和12年度	貸付残高に年3.0パーセント以内の率を乗じた額
農業センター受変電設備改修費	令和7年度～令和8年度	107,316千円
漁業近代化資金利子補給	令和7年度～令和11年度	貸付残高に年0.5パーセント以内の率を乗じた額
中小企業融資損失補填	令和7年度から償還完了まで	船橋市中小企業融資規則に基づく融資について、千葉県信用保証協会が金融機関に対し代位弁済した元金の2割以内に相当する額
舗装修繕及び道路排水整備費	令和7年度～令和8年度	200,000千円
J R 跨線橋橋りょう定期点検委託料	令和7年度～令和8年度	61,000千円
橋りょう定期点検委託料	令和7年度～令和8年度	50,000千円

事 項	期 間	限 度 額
排水機場受変電設備改修費	令和7年度～令和8年度	96,096千円
違反屋外広告物除却業務委託料	令和7年度～令和10年度	34,337千円
アンデルセン公園子ども美術館エレベーター改修費	令和7年度～令和10年度	83,000千円
公営住宅借上料	令和7年度～令和16年度	契約期間内における借上料
消防救急デジタル無線装置購入費	令和7年度～令和8年度	194,200千円
総合教育センターエレベーター改修費	令和7年度～令和8年度	83,907千円
学校ICT支援業務委託料	令和7年度～令和10年度	554,400千円
豊富小学校スクールバス運行業務委託料	令和7年度～令和10年度	51,051千円
給食室空調設備賃借料	令和7年度～令和21年度	366,009千円
船橋中学校校舎及びランチルーム賃借料	令和7年度～令和12年度	302,543千円
御滝中学校校舎等建替工事設計業務委託料	令和7年度～令和8年度	188,296千円
特別支援学校スクールバス運行業務委託料	令和7年度～令和12年度	88,960千円
特別支援学校金堀校舎賃借料	令和7年度～令和12年度	260,780千円
埋蔵文化財調査業務委託料	令和7年度～令和8年度	40,000千円
市民文化ホールピアノ保管料	令和7年度～令和9年度	2,650千円
中央公民館・市民文化ホール仮事務室賃借料	令和7年度～令和9年度	37,232千円

事 項	期 間	限 度 額
中央公民館・市民文化ホール大規模改修費	令和7年度～令和9年度	4,686,682千円
公民館受変電設備改修費	令和7年度～令和8年度	226,677千円
学校給食費等口座振替データエントリー業務委託料	令和7年度～令和8年度	303千円
小・中・特別支援学校給食調理業務委託料(宮本小学校ほか42校)	令和7年度～令和10年度	4,282,652千円
都市計画事業用地等買収費 (千葉県地方土地開発公社分)	令和7年度～令和11年度	元金653,388千円に利息を加えた額
千葉県地方土地開発公社事業に対する損失補償	令和7年度～令和11年度	千葉県地方土地開発公社が船橋市の債務負担行為に基づく事業資金として、融資機関から借り受けた元金及び利子並びに遅延利息の合計額

第4表 地方債

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁 舎 改 修 事 業	124,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
防 災 施 設 整 備 事 業	39,900			
障 害 者 福 祉 施 設 建 設 事 業	165,200			
老 人 福 祉 施 設 建 設 事 業	449,800			
児 童 福 祉 施 設 建 設 事 業	2,651,000			
保 育 所 建 設 事 業	78,700			
災 害 援 護 資 金 貸 付 事 業	2,500	普 通 貸 借	無 利 子	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に定めるところによる。
リハビリテーション病院建設事業	137,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
診 療 所 建 設 事 業	900			
北 部 清 掃 工 場 整 備 事 業	1,219,700			
ご み 運 搬 車 整 備 事 業	46,700			
し 尿 処 理 施 設 整 備 事 業	5,100			
勤 労 市 民 セ ン タ ー 整 備 事 業	8,600			
道 路 整 備 事 業	1,712,200			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	303,500			
橋 り ょ う 整 備 事 業	422,400			
河 川 整 備 事 業	1,113,900			
港 湾 整 備 事 業	24,000			
土 地 区 画 整 理 事 業	1,402,600			
街 路 整 備 事 業	446,800			
公 園 整 備 事 業	830,200			
都 市 改 造 事 業	900			
本 町 駐 車 場 整 備 事 業	16,500			

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
東葉高速線請願駅整備事業	992,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
公営住宅ストック総合改善事業	130,600			
急傾斜地崩壊対策事業	35,300			
消防施設整備事業	666,600			
総合教育センター整備事業	99,000			
小 学 校 建 設 事 業	866,000			
中 学 校 建 設 事 業	1,019,500			
高 等 学 校 建 設 事 業	233,500			
特別支援学校建設事業	25,600			
公 民 館 建 設 事 業	443,800			
図 書 館 建 設 事 業	212,200			
飛ノ台史跡公園博物館整備事業	39,800			
市民文化ホール整備事業	43,900			
郷土資料館整備事業	9,400			
少年自然の家整備事業	50,800			
埋蔵文化財調査事務所整備事業	171,400			
市民ギャラリー整備事業	19,100			
文 化 財 保 存 事 業	35,300			
総合体育館整備事業	42,700			
運動広場整備事業	69,900			
武道センター整備事業	655,600			
計	17,066,200			

議案第 2 号

令和 7 年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 50,622,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 13 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歲入

(単位：千円)

[illegible]

歳 出		(単位：千円)	
款	項	金	額
10 総務費			1,356,900
	10 総務管理費		1,064,900
	15 徴収費		292,000
15 保険給付費			33,546,100
	10 療養諸費		29,076,730
	15 高額療養費		4,307,000
	17 移送費		100
	20 出産育児諸費		125,570
	25 葬祭諸費		36,500
	30 傷病手当金		200
21 国民健康保険事業費納付金			15,053,000
	10 医療給付費分		10,015,420
	15 後期高齢者支援金等分		3,716,480
	20 介護納付金分		1,321,100
30 保健事業費			486,000
	10 保健事業費		18,270
	15 特定健康診査等事業費		467,730
35 諸支出金			80,000
	10 償還金及び還付加算金		80,000
40 予備費			100,000
	10 予備費		100,000
歳 出 合 計			50,622,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム使用料	令和7年度～令和12年度	295,862千円
国民健康保険窓口受電業務委託料	令和7年度～令和10年度	165,874千円
資格確認書・資格情報通知書作成 処理委託料	令和7年度～令和8年度	617千円
国民健康保険料納入通知書等作成 業務委託料	令和7年度～令和9年度	39,689千円

議案第 3 号

令和 7 年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 7 年度船橋市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 7 8 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

[illegible]

議案第 4 号

令和 7 年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計予算

令和 7 年度船橋市の船橋駅南口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 9 1 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

[illegible]

[illegible]

議案第 5 号

令和 7 年度船橋市介護保険事業特別会計予算

令和 7 年度船橋市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 4, 2 6 9, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
10 介護保険料		12,163,900
	10 介護保険料	12,163,900
15 国庫支出金		12,014,200
	10 国庫負担金	9,242,310
	15 国庫補助金	2,771,890
20 支払基金交付金		14,108,200
	10 支払基金交付金	14,108,200
25 県支出金		7,476,200
	10 県負担金	7,259,540
	20 県補助金	216,660
30 財産収入		2,000
	10 財産運用収入	2,000
40 繰入金		8,449,400
	10 他会計繰入金	8,449,400
50 諸収入		55,100
	10 延滞金・加算金及び過料	830
	15 市預金利子	10
	20 受託事業収入	970
	25 雑入	53,290
合 計		54,269,000

歳 出		(単位：千円)	
款	項	金	額
10 総務費			1,436,500
	10 総務管理費		948,480
	15 徴収費		35,570
	20 介護認定審査会費		452,450
15 保険給付費			50,779,900
	10 介護サービス等諸費		48,316,900
	15 高額介護サービス等費		1,363,800
	17 高額医療合算介護サービス等費		199,400
	20 特別給付費		5,000
	25 特定入所者介護サービス等費		894,800
22 地域支援事業費			1,676,800
	11 介護予防・生活支援サービス事業費		1,402,920
	12 一般介護予防事業費		86,880
	15 包括的支援事業・任意事業費		183,990
	20 その他諸費		3,010
30 基金積立金			170,700
	10 基金積立金		170,700
35 諸支出金			195,100
	10 償還金及び還付加算金		15,100
	20 災害臨時特例利用者負担額軽減支援費		1,600
	25 繰出金		178,400
40 予備費			10,000
	10 予備費		10,000
合 計		54,269,000	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険システム使用料	令和7年度～令和12年度	419,804千円
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託料	令和7年度～令和8年度	10,340千円

議案第 6 号

令和 7 年度船橋市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 7 年度船橋市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1 7, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

入 歳

(単位：千円)

[illegible]

[illegible]

議案第 7 号

令和 7 年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 7 年度船橋市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10, 271, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 13 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
10 後期高齢者医療保険料		8,431,000
	10 後期高齢者医療保険料	8,431,000
15 使用料及び手数料		100
	10 手数料	100
16 国庫支出金		134,400
	15 国庫補助金	134,400
20 繰入金		1,662,800
	10 他会計繰入金	1,662,800
25 繰越金		100
	10 繰越金	100
30 諸収入		42,600
	10 延滞金・加算金及び過料	2,010
	15 償還金及び還付加算金	25,500
	22 受託事業収入	14,970
	25 雑入	120
合 計		10,271,000

[illegible]

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療システム改修業務委託料	令和7年度～令和8年度	67,241千円
後期高齢者医療事業受電業務委託料	令和7年度～令和10年度	25,889千円
後期高齢者医療保険料納入通知書等作成業務委託料	令和7年度～令和8年度	1,100千円

議案第8号

令和7年度船橋市地方卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度船橋市地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 市場取扱量

ア	水産物	9, 286	トン
イ	青果物	54, 655	トン

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	市場事業収益	1, 031, 000	千円
第1項	営業収益	704, 733	千円
第2項	営業外収益	326, 167	千円
第3項	特別利益	100	千円

支 出

第1款	市場事業費用	1, 017, 000	千円
第1項	営業費用	934, 238	千円
第2項	営業外費用	5, 662	千円
第3項	特別損失	72, 100	千円
第4項	予備費	5, 000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額305, 300千円は、減債積立金37, 891千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25, 134千円及び過年度分損益勘定留保資金242, 275千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	25, 700	千円
第1項	出資金	25, 700	千円

支 出

第1款	資本的支出	331, 000	千円
-----	-------	----------	----

第1項 建設改良費 267,408 千円

第2項 企業債償還金 63,592 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 174,983 千円

(他会計からの補助金)

第8条 人件費等(課税仕入れ以外の支出)の助成を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、282,900千円である。

令和7年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第9号

令和7年度船橋市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度船橋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	床	数	4 4 9床				
(2)	年	間	患	者	数			
		入		院		1 3 8, 9 7 4人		
		外		来		2 3 3, 7 0 1人		
(3)	1	日	平	均	患	者	数	
		入		院				3 8 1人
		外		来				9 5 3人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入						
第1款	病 院 事 業	収 益	2 1, 2 0 4, 0 0 0千円			
第1項	医 業	収 益	1 9, 9 1 3, 8 0 0千円			
第2項	医 業 外	収 益	1, 2 2 1, 0 0 0千円			
第3項	特 別	利 益	6 9, 2 0 0千円			
支 出						
第1款	病 院 事 業	費 用	2 2, 5 4 7, 0 0 0千円			
第1項	医 業	費 用	2 2, 1 8 5, 7 0 0千円			
第2項	医 業 外	費 用	2 2 5, 3 0 0千円			
第3項	特 別	損 失	1 0 6, 0 0 0千円			
第4項	予 備	費	3 0, 0 0 0千円			

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に
対し不足する額779,800千円は、減債積立金241,080千円、過年度分消費税及び
地方消費税資本的収支調整額316千円及び過年度分損益勘定留保資金538,404千円で
補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	474,200千円
第1項	企 業 債	200,000千円
第2項	負 担 金	274,120千円
第3項	固 定 資 産 売 却 代 金	80千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	1,254,000千円
第1項	建 設 改 良 費	738,800千円
第2項	企 業 債 償 還 金	515,200千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
夜 間 看 護 補 助 者 派 遣 業 務 委 託 料	令和7年度～令和8年度	14,916
病院情報システム運用 管 理 業 務 委 託 料	令和7年度～令和10年度	70,686

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医 療 機 器 整 備 事 業	200,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 10,993,130千円

(2) 交 際 費 250千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,851,530千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	超音波画像診断装置	1 式
	放射線画像管理システム	1 式
ソフトウェア	検体検査システム	1 式
	放射線画像管理システム	1 式
	医療画像院外参照システム	1 式

令和7年2月13日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第10号

令和7年度船橋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度船橋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処 理 区 域 内 人 口	613,782人
(2)	年 間 有 収 水 量	54,988,399 ^m
(3)	主 要 な 建 設 改 良 事 業	
	管 渠 整 備 事 業	6,470,915千円
	処 理 場 整 備 事 業	2,519,585千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	下 水 道 事 業 収 益	18,193,885千円
第1項	営 業 収 益	11,975,263千円
第2項	営 業 外 収 益	6,218,522千円
第3項	特 別 利 益	100千円
支 出		
第1款	下 水 道 事 業 費 用	18,063,345千円
第1項	営 業 費 用	16,394,872千円
第2項	営 業 外 費 用	1,618,373千円
第3項	特 別 損 失	100千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額6,906,067千円は、減債積立金457,627千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額270,000千円及び当年度分損益勘定留保資金6,178,440千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	14,791,189千円
第1項	企 業 債	9,178,600千円
第2項	出 資 金	1,399,105千円
第3項	補 助 金	3,552,950千円
第4項	負 担 金	648,315千円
第5項	貸 付 金 償 還 金	12,119千円
第6項	そ の 他 資 本 的 収 入	100千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	21,697,256千円
第1項	建 設 改 良 費	11,036,409千円
第2項	企 業 債 償 還 金	10,590,907千円
第3項	貸 付 金	19,940千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	都 疎 浜 ポ ン プ 場 更 新 事 業 (1 期 工 事)	732,000	令和7年度	195,000
				令和8年度	113,000
				令和9年度	424,000
		宮 本 ポ ン プ 場 自 家 発 電 設 備 更 新 事 業	1,635,000	令和7年度	500,000
				令和8年度	350,000
				令和9年度	785,000
		西 浦 下 水 処 理 場 合 流 沈 砂 池 ポ ン プ 棟 電 気 設 備 更 新 事 業	2,560,000	令和7年度	500,000
				令和8年度	280,000
				令和9年度	1,780,000
		高 瀬 下 水 処 理 場 沈 砂 池 ポ ン プ 棟 耐 震 補 強 事 業	432,500	令和7年度	146,400
				令和8年度	286,100

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
西 浦 下 水 処 理 場 運 転 管 理 業 務 委 託 料	令和7年度～令和10年度	921,118
水 道 料 金 シ ス テ ム 改 修 等 負 担 金	令和7年度～令和11年度	94,244
受 益 者 負 担 金 シ ス テ ム 運 用 管 理 業 務 委 託 料	令和7年度～令和8年度	3,163
下水道事業ウォーターPPP 事業者選定支援業務委託料	令和7年度～令和9年度	100,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下 水 道 事 業	9,178,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

818,326千円

(他会計からの補助金)

第 1 1 条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6 2 2, 3 5 8 千円である。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第 1 1 号

令和 6 年度船橋市一般会計補正予算

令和 6 年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5, 7 0 7, 0 9 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5 3, 7 9 8, 2 0 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 4 条 債務負担行為の廃止は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 5 条 地方債の変更及び廃止は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
40 地方交付税		10,400,800	304,898	10,705,698
	10 地方交付税	10,400,800	304,898	10,705,698
60 国庫支出金		52,964,702	1,285,935	54,250,637
	10 国庫負担金	38,299,966	780,733	39,080,699
	15 国庫補助金	14,532,756	505,202	15,037,958
65 県支出金		16,438,228	155,640	16,593,868
	10 県負担金	11,335,380	166,304	11,501,684
	15 県補助金	3,442,873	△10,664	3,432,209
70 財産収入		606,700	520	607,220
	10 財産運用収入	416,230	520	416,750
75 寄附金		1,360,500	103,392	1,463,892
	10 寄附金	1,360,500	103,392	1,463,892
80 繰入金		10,210,417	2,590,628	12,801,045
	10 基金繰入金	10,015,026	2,590,628	12,605,654
90 諸収入		10,088,768	13,080	10,101,848
	35 雑入	6,220,198	13,080	6,233,278
95 市債		12,352,500	1,253,000	13,605,500
	10 市債	12,352,500	1,253,000	13,605,500
歳入合計		248,091,115	5,707,093	253,798,208

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 総務費		24,253,748	2,604,132	26,857,880
	10 総務管理費	20,253,953	2,604,132	22,858,085
20 民生費		119,482,128	1,325,306	120,807,434
	10 社会福祉費	46,309,239	315,906	46,625,145
	15 児童福祉費	55,190,429	928,164	56,118,593
	20 生活保護費	17,967,190	81,236	18,048,426
25 衛生費		19,328,852	345,984	19,674,836
	10 保健衛生費	12,261,762	345,984	12,607,746
30 労働費		203,400	△9,000	194,400
	10 労働諸費	203,400	△9,000	194,400
35 農林水産業費		588,100	△12,000	576,100
	10 農業費	495,840	△11,000	484,840
	20 水産業費	28,090	△1,000	27,090
40 商工費		4,382,300	25,310	4,407,610
	10 商工費	4,382,300	25,310	4,407,610
45 土木費		23,132,516	442,937	23,575,453
	15 道路橋りょう費	3,670,660	130,760	3,801,420
	20 河川費	1,581,370	296,647	1,878,017
	30 都市計画費	15,922,200	16,530	15,938,730
	35 住宅費	1,203,140	△1,000	1,202,140
50 消防費		7,815,000	△216,400	7,598,600
	10 消防費	7,815,000	△216,400	7,598,600
55 教育費		29,315,271	1,200,824	30,516,095
	15 小学校費	5,156,542	826,993	5,983,535
	20 中学校費	2,355,860	396,349	2,752,209
	25 高等学校費	1,224,130	△3,000	1,221,130
	35 社会教育費	6,321,600	△38,650	6,282,950
	40 保健体育費	7,395,990	19,132	7,415,122
歳 出	合 計	248,091,115	5,707,093	253,798,208

第2表 継続費補正

(変 更)

(単位:千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
45 土木費	15 道路橋 りょう費	高 根 公 団 駅 前 広 場 整 備 事 業	153,000	令和6年度	36,800	153,000	令和6年度	54,800
				令和7年度	116,200		令和7年度	98,200

第3表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
20 民生費	10 社会福祉費	老人福祉施設整備費等補助事業	34,906
		介護ロボット等導入支援事業費補助事業	134,194
35 農林水産業費	10 農業費	農業生産安定化事業	8,698
45 土木費	15 道路橋りょう費	道路維持補修事業	248,894
		道路新設改良事業	141,517
		橋りょう維持事業	37,853
		交通安全施設整備事業	104,713
	20 河川費	準用河川整備事業	333,319
		普通河川整備事業	104,000
		排水機場整備事業	114,540
		排水路整備事業	81,440
		雨水流出抑制対策事業	109,000
	25 港湾費	港湾整備費負担金	18,991
	30 都市計画費	地域づくり促進事業	201,364
		飯山満地区土地区画整理事業	271,029
		海老川上流地区土地区画整理事業	735,616
		都市計画道路整備事業	209,719
		都市公園整備事業	80,892
		既設公園整備事業	149,454
		アンデルセン公園整備事業	18,577
		ふなばし三番瀬海浜公園整備事業	29,571
	35 住宅費	急傾斜地崩壊対策事業	115,000
50 消防費	10 消防費	常備消防運営事業	8,935
		分団器庫建設事業	41,800
		消防車両整備事業	20,015
55 教育費	15 小学校費	校舎等整備事業	1,910,650
	20 中学校費	校舎等整備事業	504,383
	30 特別支援学校費	施設整備事業	24,881

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
55 教育費	35 社会教育費	公民館整備事業	8,993
		図書館管理運営事業	20,072

(変 更)

(単位:千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	総 額	事 業 名	総 額
45 土木費	15 道路橋 りよう費	橋りよう新設改良事業	111,111	橋りよう新設改良事業	129,506

第4表 債務負担行為補正

(廃止)

事 項	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
宮本第一保育園受変電設備改修費	36,883千円	
救急ステーション建替工事費負担金	705,200千円	

第5表 地方債補正

(変 更)

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	計
老人福祉施設建設事業	604,400	9,300	613,700
道 路 整 備 事 業	990,800	79,600	1,070,400
交通安全施設整備事業	89,100	7,200	96,300
橋 り ょ う 整 備 事 業	152,900	101,200	254,100
河 川 整 備 事 業	593,200	290,600	883,800
公 園 整 備 事 業	518,000	3,300	521,300
東葉高速線請願駅整備事業	117,600	16,300	133,900
消 防 施 設 整 備 事 業	1,083,700	△ 102,300	981,400
小 学 校 建 設 事 業	1,828,400	586,300	2,414,700
中 学 校 建 設 事 業	352,700	284,700	637,400
特別支援学校建設事業	120,400	7,200	127,600
文 化 財 保 存 事 業	4,400	4,300	8,700

(廃 止)

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
飛ノ台史跡公園 博物館整備事業	34,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(単位:千円)

起 債 全 体 計	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	12,352,500	1,253,000	13,605,500

議案第 1 2 号

令和 6 年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 6 年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歲入

(単位：千円)

[illegible]

議案第 13 号

令和 6 年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計補正予算

令和 6 年度船橋市の公共用地先行取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 113,760 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,801,891 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 13 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

入 歳

(単位：千円)

[illegible]

[illegible]

議案第 14 号

令和 6 年度船橋市介護保険事業特別会計補正予算

令和 6 年度船橋市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 755,045 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52,987,045 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 13 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

入 歳

(単位：千円)

[illegible]

議案第15号

令和6年度船橋市地方卸売市場事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度船橋市地方卸売市場事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額235,654千円は、減債積立金9,365千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,847千円、過年度分損益勘定留保資金186,442千円で補填するものとする。）。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	資本的収入	104,700千円	△ 78,000千円	26,700千円
第1項	企業債	78,000千円	△ 78,000千円	0千円
支 出				
第1款	資本的支出	342,000千円	△ 79,646千円	262,354千円
第1項	建設改良費	276,476千円	△ 79,646千円	196,830千円

(継続費の補正)

第3条 継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	冷蔵庫棟・関連店舗棟建替事業	9,357,502	令和5年度	7,507	7,507	令和5年度	7,507
				令和6年度	79,646		令和6年度	0
				令和7年度	2,898,962		令和7年度	0
				令和8年度	6,371,387		令和8年度	0

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり廃止する。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補正後
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
地方卸売市場 整 備 事 業	78,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率 見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見 直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	公的資金については、 その融資条件による。 銀行その他の資金につ いては、債権者と協定 する。	廃止

令和7年2月13日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第16号

令和6年度船橋市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度船橋市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	病院事業収益	21,671,000千円	△ 136,400千円	21,534,600千円
第2項	医業外収益	1,414,700千円	△ 136,400千円	1,278,300千円
支 出				
第1款	病院事業費用	21,671,000千円	45,600千円	21,716,600千円
第1項	医業費用	21,143,200千円	182,000千円	21,325,200千円
第2項	医業外費用	394,500千円	△ 136,400千円	258,100千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額499,400千円は、減債積立金251,200千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,144千円及び過年度分損益勘定留保資金247,056千円で補填するものとする。）。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	資本的収入	3,796,000千円	△ 3,112,600千円	683,400千円
第1項	企業債	3,089,600千円	△ 2,706,300千円	383,300千円
第2項	補助金	406,300千円	△ 406,300千円	0千円
支 出				
第1款	資本的支出	4,296,000千円	△ 3,113,200千円	1,182,800千円
第1項	建設改良費	3,744,800千円	△ 3,113,200千円	631,600千円

(継続費の補正)

第4条 予算第5条に定めた継続費を次のとおり廃止する。

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 病院事業費	2 医療外費用	救急ステーション 建替事業	841,600	令和6年度	136,400		令和6年度	
				令和7年度	0		令和7年度	
				令和8年度	151,500		令和8年度	
				令和9年度	553,700		令和9年度	
1 資本的支出	1 建設改良費	医療センター 建替事業	57,649,100	令和6年度	3,113,200		令和6年度	
				令和7年度	5,707,400		令和7年度	
				令和8年度	24,385,700		令和8年度	
				令和9年度	24,442,800		令和9年度	

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第6条に定めた債務負担行為を次のとおり廃止する。

(単位：千円)

事項	限度額	
	補正前	補正後
新病院ネットワーク 設計業務委託料	32,967	

(企業債の補正)

第6条 予算第7条に定めた企業債を次のとおり廃止する。

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後
新病院事業 整備事業	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	廃止
	2,706,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。	

令和7年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第 17 号

令和 6 年度船橋市下水道事業会計補正予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度船橋市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第 2 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6, 840, 494 千円は、減債積立金 423, 128 千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 451, 805 千円、過年度分損益勘定留保資金 837, 738 千円及び当年度分損益勘定留保資金 5, 127, 823 千円で補填するものとする。）。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第 1 款	資 本 的 収 入	15,594,623 千円	△ 1,371,682 千円	14,222,941 千円
第 1 項	企 業 債	9,292,200 千円	△ 556,200 千円	8,736,000 千円
第 3 項	補 助 金	3,559,700 千円	△ 729,400 千円	2,830,300 千円
第 4 項	負 担 金	696,880 千円	△ 86,082 千円	610,798 千円
支 出				
第 1 款	資 本 的 支 出	22,435,235 千円	△ 1,371,800 千円	21,063,435 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	11,026,696 千円	△ 1,371,800 千円	9,654,896 千円

(継続費の補正)

第 3 条 継続費を次のとおり変更及び廃止する。

(1) 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	西浦下水処理場水処理設備更新事業	4,241,700	令和 6 年度	1,021,000	4,241,700	令和 6 年度	151,000
				令和 7 年度	797,000		令和 7 年度	790,000
				令和 8 年度	2,423,700		令和 8 年度	1,046,500
							令和 9 年度	2,254,200

(2) 廃止

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	西浦下水処理場合流2系沈砂池設備更新事業	1,417,400	令和6年度	501,800		令和6年度	
				令和7年度	392,700		令和7年度	
				令和8年度	522,900		令和8年度	

(企業債の補正)

第4条 予算第7条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
下水道事業	9,292,200	△ 556,200千円	8,736,000

令和7年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第18号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(船橋市消防団員服務規律等に関する条例の一部改正)

第1条 船橋市消防団員服務規律等に関する条例(昭和24年船橋市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(分限) 第6条 (略) 2 (各号列記以外の部分略) (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を受けたとき。 (2)及び(3) (略)	(分限) 第6条 (略) 2 (各号列記以外の部分略) (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を受けたとき。 (2)及び(3) (略)

(船橋市吏員恩給条例の一部改正)

第2条 船橋市吏員恩給条例(昭和24年船橋市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(年金恩給権の一般的消滅原因) 第6条 (各号列記以外の部分略) (1) (略) (2) 死刑又は無期若しくは3年を超える <u>拘禁刑</u> に処せられたとき。 (3) (略)	(年金恩給権の一般的消滅原因) 第6条 (各号列記以外の部分略) (1) (略) (2) 死刑又は無期若しくは3年を超える <u>懲役若しくは禁錮の刑</u> に処せられたとき。 (3) (略)

2 (略) (遺族年金権の停止) 第39条 遺族年金を受ける者3年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり又は執行を受けなくなった月まで、遺族年金を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止しない。その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり又は執行を受けなくなった月まで、これを停止する。 2 (略)	2 (略) (遺族年金権の停止) 第39条 遺族年金を受ける者3年以下の<u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終わり又は執行を受けなくなった月まで、遺族年金を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、これを停止しない。その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり又は執行を受けなくなった月まで、これを停止する。 2 (略)
---	--

(船橋市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 船橋市職員退職手当支給条例（昭和25年船橋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(退職手当の支払の差止め) 第13条 (各号列記以外の部分略) (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2～4 (略) 5 (各号列記以外の部分略) (1) (略) (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起	(退職手当の支払の差止め) 第13条 (各号列記以外の部分略) (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2～4 (略) 5 (各号列記以外の部分略) (1) (略) (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起し

しない処分があった日から6月を経過した場合 (3) (略) 6～10 (略) (退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 (各号列記以外の部分略) (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)及び(3) (略) 2～6 (略) (退職をした者の退職手当の返納) 第15条 (各号列記以外の部分略) (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)及び(3) (略) 2～6 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 (略) 2及び3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額	ない処分があった日から6月を経過した場合 (3) (略) 6～10 (略) (退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 (各号列記以外の部分略) (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)及び(3) (略) 2～6 (略) (退職をした者の退職手当の返納) 第15条 (各号列記以外の部分略) (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)及び(3) (略) 2～6 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 (略) 2及び3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の
---	--

の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8（略）	納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8（略）
-------------------------------	------------------------------

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年船橋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第28条の2（各号列記以外の部分略） (1)及び(2)（略） (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第28条の3（各号列記以外の部分略） (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2)（略） 2（略） 3（各号列記以外の部分略） (1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3)（略）	第28条の2（各号列記以外の部分略） (1)及び(2)（略） (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第28条の3（各号列記以外の部分略） (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2)（略） 2（略） 3（各号列記以外の部分略） (1) 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)及び(3)（略）

4～6（略）	4～6（略）
--------	--------

（船橋市消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第5条 船橋市消防団員退職報償金の支給に関する条例（昭和39年船橋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（支給の制限） 第6条（各号列記以外の部分略） （1） <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 （2）～（5）（略）	（支給の制限） 第6条（各号列記以外の部分略） （1） <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 （2）～（5）（略）

（船橋市消防団の設置等に関する条例の一部改正）

第6条 船橋市消防団の設置等に関する条例（昭和40年船橋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（団員の任用） 第4条（各号列記以外の部分略） （1） <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）及び（3）（略）	（団員の任用） 第4条（各号列記以外の部分略） （1） <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）及び（3）（略）

（船橋市表彰条例の一部改正）

第7条 船橋市表彰条例（昭和42年船橋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（資格の喪失） 第11条（各号列記以外の部分略） （1） <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき。 （2）（略）	（資格の喪失） 第11条（各号列記以外の部分略） （1） <u>禁こ</u> 以上の刑に処せられたとき。 （2）（略）

（船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例の一部改正）

第8条 船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例（昭和57年船橋市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（罰則） 第12条 第6条の規定による命令に違反した者は、6箇月以下の <u>拘禁刑</u> 又は3万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第12条 第6条の規定による命令に違反した者は、6箇月以下の <u>懲役</u> 又は3万円以下の罰金に処する。

（船橋市環境保全条例の一部改正）

第9条 船橋市環境保全条例（平成14年船橋市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第121条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) (略) 第122条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) (略)	(罰則) 第121条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) (略) 第122条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) (略)

(船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正)

第10条 船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成14年船橋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第40条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) (略)	(罰則) 第40条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)及び(2) (略)

(船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第11条 船橋市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成14年船橋市条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第17条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)	(罰則) 第17条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略)

(船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例の一部改正)

第12条 船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成16年船橋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

第31条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) (略) 第32条 第14条第3項(第15条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、小規模産業廃棄物処理施設を使用した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第31条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) (略) 第32条 第14条第3項(第15条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、小規模産業廃棄物処理施設を使用した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。
--	---

(船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第13条 船橋市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年船橋市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第16条 第6条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第16条 第6条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例の一部改正)

第14条 船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例(平成20年船橋市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第9条 第4条の規定による命令に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第9条 第4条の規定による命令に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。

(船橋市行政不服審査会条例の一部改正)

第15条 船橋市行政不服審査会条例(平成27年船橋市条例第54号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第9条 第6条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第9条 第6条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(船橋市地方卸売市場業務条例の一部改正)

第16条 船橋市地方卸売市場業務条例(令和2年船橋市条例第17号)の一部を次のよ

うに改正する。

改正後	改正前
(卸売業務の許可) 第8条 (略) 2及び3 (略) 4 (各号列記以外の部分略) (1)～(3) (略) (4) (略) ア (略) イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、 その刑の執行を終わり、又はその刑の 執行を受けることがなくなった日から 起算して2年を経過しないもの ウ及びエ (略) (5)～(7) (略)	(卸売業務の許可) 第8条 (略) 2及び3 (略) 4 (各号列記以外の部分略) (1)～(3) (略) (4) (略) ア (略) イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、そ の刑の執行を終わり、又はその刑の執 行を受けることがなくなった日から 起算して2年を経過しないもの ウ及びエ (略) (5)～(7) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によ

ることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（船橋市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の船橋市職員退職手当支給条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに船橋市職員退職手当支給条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第28条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

理 由

刑法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

船橋市長 松 戸 徹

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年船橋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(初任給、昇格、昇給等) 第12条 (略) 2及び3 (略) 4 前項の規定により職員(55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの。次項において同じ。)に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(医療職給料表(2))の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(にあっては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 次の各号に掲げる職員の第3項の規定に	(初任給、昇格、昇給等) 第12条 (略) 2及び3 (略) 4 前項の規定により職員(55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの。次項において同じ。)に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表(1))の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 55歳に達した日後最初に到来する4月1

よる昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員

6～10 (略)

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族である父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては、支給しない。

2 (各号列記以外の部分略)

(1)～(5) (略)

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族である子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族である父母等については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある

日以降に在職する職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～10 (略)

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「行(1)8級職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 (各号列記以外の部分略)

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2)～(6) (略)

3 扶養手当の月額、扶養親族である配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特

子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第20条 削除

定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第20条 新たに職員となった者に扶養親族(行(1)8級職員等にあつては、扶養親族である子に限る。)がある場合、行(1)8級職員等から行(1)8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合(行(1)8級職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行(1)8級職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(行(1)8級職員等にあつては、扶養親族である子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、行(1)8級職員等から行(1)8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届

出に係るものがないときはその職員が行(1)8級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族(行(1)8級職員等にあつては、扶養親族である子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行(1)8級職員等以外の職員から行(1)8級職員等となった職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行(1)8級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(行(1)8級職員等にあつては、扶養親族である子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(特定の職員についての適用除外) 第27条の2 (略) 2 第12条第1項から第8項まで、第19条及び第28条の5の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (管理職員特別勤務手当) 第27条の3 第27条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条から第5条までの規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第27条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占	(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> (2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族(行(1)8級職員等にあつては、扶養親族である子に限る。)</u>で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合 (3) <u>扶養親族である配偶者、父母等及び扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)8級職員等が行(1)8級職員等以外の職員となった場合</u> (4) <u>扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行(1)8級職員等以外のものが行(1)8級職員等となった場合</u> (5) <u>職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> (特定の職員についての適用除外) 第27条の2 (略) 2 第12条第1項から第8項まで、第19条、<u>第20条、第20条の3</u>及び第28条の5の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (管理職員特別勤務手当) 第27条の3 第27条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条から第5条までの規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務した場合</u>は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、第27条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占
---	---

める職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(<u>前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>)とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額 (2) (略) (初任給調整手当) 第28条の5 医師である職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額<u>252,400円</u>を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2 (略)	める職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(<u>当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額</u>) (2) (略) (初任給調整手当) 第28条の5 医師である職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額<u>251,700円</u>を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2 (略)
---	---

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	

36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		

	77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200			
	78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
	79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
	80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
	81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
	82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			
	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			
	86	256, 000	297, 100	346, 000					
	87	256, 300	297, 400	346, 400					
	88	256, 600	297, 700	346, 800					
	89	256, 900	298, 000	347, 000					
	90	257, 200	298, 300	347, 400					
	91	257, 500	298, 600	347, 800					
	92	257, 800	299, 000	348, 200					
	93	258, 100	299, 200	348, 400					
	94		299, 400	348, 800					
	95		299, 700	349, 200					
	96		300, 100	349, 500					
	97		300, 300	349, 800					
	98		300, 600	350, 200					
	99		301, 000	350, 600					
	100		301, 400	351, 000					
	101		301, 600	351, 500					
	102		301, 900	351, 900					
	103		302, 200	352, 300					
	104		302, 500	352, 700					
	105		302, 700	353, 200					
	106		303, 000	353, 600					
	107		303, 300	353, 900					
	108		303, 600	354, 200					
	109		303, 800	354, 700					
	110		304, 200						
	111		304, 600						
	112		304, 900						
	113		305, 100						
	114		305, 300						
	115		305, 600						
	116		306, 000						

	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 139,400	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	179,100	230,000	265,300	298,800	310,300
	2	180,200	231,500	266,300	300,300	311,900
	3	181,300	233,000	267,300	301,800	313,500
	4	182,400	234,500	268,300	303,200	315,100
	5	183,500	236,000	269,300	304,600	316,600
	6	184,600	237,500	270,300	305,700	318,200
	7	185,800	239,000	271,300	306,700	319,800
	8	186,900	240,500	272,300	307,900	321,400
	9	188,000	242,000	273,300	309,100	322,900
	10	189,700	243,400	274,300	310,700	324,600
	11	191,300	244,800	275,300	312,300	326,200
	12	192,900	246,200	276,400	313,900	327,800
	13	194,500	247,400	277,400	315,400	329,200
	14	196,200	248,600	278,700	317,000	330,900
	15	197,800	249,800	280,000	318,600	332,600
	16	199,400	251,000	281,200	320,200	334,200
	17	201,000	252,100	282,500	321,700	335,400
	18	202,700	253,200	283,800	323,400	337,300
	19	204,400	254,300	285,000	325,000	339,000
	20	206,100	255,400	286,200	326,600	340,600
	21	207,400	256,400	287,300	328,000	342,100
	22	209,000	257,400	288,500	329,700	343,700
	23	210,600	258,400	289,800	331,400	345,300
	24	212,100	259,400	291,100	333,000	346,900
	25	213,600	260,400	292,400	334,200	348,600
	26	215,200	261,300	293,400	336,100	350,400
	27	216,800	262,200	294,400	337,800	352,200
	28	218,400	263,100	295,500	339,400	354,000
	29	220,000	263,900	296,600	340,900	355,500
	30	221,700	264,700	297,800	342,500	356,900
	31	223,000	265,500	298,900	344,100	358,300
	32	224,300	266,300	300,100	345,700	359,700
	33	225,600	267,000	301,300	347,400	361,200
	34	226,700	267,800	302,600	349,200	362,000
	35	227,800	268,600	303,900	351,000	363,000

36	228, 900	269, 300	305, 200	352, 800	364, 000
37	230, 000	270, 000	306, 500	354, 300	364, 900
38	231, 100	270, 800	307, 800	355, 700	366, 000
39	232, 200	271, 600	309, 100	357, 100	366, 900
40	233, 300	272, 300	310, 400	358, 500	367, 900
41	234, 400	273, 000	311, 700	360, 000	368, 800
42	235, 400	273, 800	313, 000	360, 800	369, 500
43	236, 400	274, 600	314, 300	361, 800	370, 200
44	237, 300	275, 300	315, 400	362, 800	370, 800
45	238, 200	276, 000	316, 300	363, 700	371, 200
46	239, 100	276, 700	317, 600	364, 800	371, 800
47	239, 900	277, 400	318, 900	365, 700	372, 500
48	240, 700	278, 100	320, 200	366, 700	373, 200
49	241, 400	278, 800	321, 400	367, 600	373, 500
50	242, 000	279, 500	322, 700	368, 300	374, 200
51	242, 600	280, 200	323, 900	369, 000	374, 900
52	243, 200	280, 900	325, 100	369, 600	375, 500
53	243, 800	281, 500	326, 400	370, 000	375, 800
54	244, 400	282, 200	327, 500	370, 600	376, 300
55	245, 000	282, 800	328, 600	371, 300	376, 900
56	245, 500	283, 500	329, 700	372, 000	377, 500
57	246, 000	284, 100	330, 400	372, 300	377, 800
58	246, 400	284, 800	331, 300	373, 000	378, 400
59	246, 700	285, 400	332, 000	373, 700	379, 100
60	247, 000	286, 100	332, 800	374, 300	379, 700
61	247, 300	286, 700	333, 600	374, 600	380, 100
62	247, 600	287, 400	334, 000	375, 100	380, 600
63	247, 900	288, 000	334, 600	375, 700	381, 200
64	248, 200	288, 500	335, 300	376, 300	381, 700
65	248, 500	289, 000	336, 100	376, 600	382, 200
66	248, 800	289, 600	336, 800	377, 200	382, 800
67	249, 100	290, 100	337, 500	377, 900	383, 300
68	249, 400	290, 700	338, 100	378, 500	383, 600
69	249, 700	291, 200	338, 600	378, 900	384, 000
70	250, 000	291, 700	339, 200	379, 400	384, 500
71	250, 300	292, 300	339, 700	380, 000	384, 900
72	250, 600	292, 900	340, 300	380, 500	385, 300
73	250, 900	293, 400	340, 600	381, 000	385, 700
74	251, 200	293, 900	341, 100	381, 600	386, 200
75	251, 500	294, 300	341, 500	382, 100	386, 600
76	251, 800	294, 600	341, 900	382, 400	387, 000

77	252, 100	294, 800	342, 300	382, 800	387, 400
78	252, 400	295, 100	342, 800	383, 300	387, 900
79	252, 700	295, 300	343, 300	383, 700	388, 300
80	253, 000	295, 600	343, 800	384, 100	388, 700
81	253, 300	295, 800	344, 100	384, 500	389, 100
82	253, 600	296, 000	344, 500	385, 000	389, 600
83	253, 900	296, 300	344, 900	385, 400	390, 000
84	254, 200	296, 500	345, 300	385, 800	390, 400
85	254, 500	296, 800	345, 600	386, 100	390, 800
86	254, 800	297, 100	346, 000		391, 300
87	255, 100	297, 400	346, 400		391, 700
88	255, 400	297, 700	346, 800		392, 100
89	255, 700	298, 000	347, 000		392, 500
90	256, 000	298, 300	347, 400		393, 000
91	256, 300	298, 600	347, 800		393, 400
92	256, 600	299, 000	348, 200		393, 800
93	256, 900	299, 200	348, 400		394, 200
94	257, 200	299, 400	348, 800		394, 700
95	257, 500	299, 700	349, 200		395, 100
96	257, 800	300, 100	349, 500		395, 500
97	258, 100	300, 300	349, 800		395, 900
98		300, 600	350, 200		396, 400
99		301, 000	350, 600		396, 800
100		301, 400	351, 000		397, 200
101		301, 600	351, 500		397, 600
102		301, 900	351, 900		
103		302, 200	352, 300		
104		302, 500	352, 700		
105		302, 700	353, 200		
106		303, 000	353, 600		
107		303, 300	353, 900		
108		303, 600	354, 200		
109		303, 800	354, 700		
110		304, 200			
111		304, 600			
112		304, 900			
113		305, 100			
114		305, 300			
115		305, 600			
116		306, 000			

	117		306,200			
	118		306,400			
	119		306,700			
	120		307,000			
	121		307,400			
	122		307,600			
	123		307,900			
	124		308,200			
	125		308,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 167,900	円 188,700	円 243,400	円 257,500	円 258,400

備考 この表は、運転手、一般技能員及びこれらに準ずる技能的業務に従事する職員並びに用務員、作業員、給食調理員、介助員、事務補助員、理科実験事務員及びこれらに準ずる技労的業務に従事する職員に適用する。

別表第3

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	202,800	221,300	319,700	348,700	435,700
	2	205,100	223,700	321,500	350,200	437,000
	3	207,400	226,100	323,300	351,700	438,200
	4	209,700	228,500	325,000	353,200	439,500
	5	211,900	230,900	326,600	354,600	440,600
	6	214,300	233,300	328,500	356,000	441,700
	7	216,500	235,700	330,400	357,400	442,900
	8	218,700	238,100	332,300	358,800	444,100
	9	220,900	240,500	334,100	360,200	445,400
	10	223,200	242,100	336,100	361,500	446,600
	11	225,400	243,700	337,900	362,800	447,600
	12	227,600	245,300	339,700	364,100	448,700
	13	229,900	246,900	341,400	365,300	449,900
	14	232,000	248,400	343,100	366,600	450,700
	15	234,100	249,800	344,700	367,800	451,500
	16	236,200	251,200	346,300	369,000	452,400
	17	238,300	252,600	347,900	370,200	453,300
	18	240,200	253,800	349,200	371,400	453,800
	19	241,900	255,000	350,400	372,600	454,300
	20	243,500	256,200	351,600	373,700	454,800
	21	245,200	257,600	352,900	374,800	455,300
	22	246,400	258,800	354,300	376,000	455,800
	23	247,700	260,100	355,700	377,200	456,300
	24	249,000	261,400	357,000	378,300	456,800
	25	250,200	262,700	358,300	379,400	457,300
	26	251,200	264,500	359,700	380,600	457,800
	27	252,300	266,300	361,100	381,800	458,300
	28	253,400	268,100	362,400	382,900	458,800
	29	254,600	269,800	363,700	384,000	459,300
	30	255,900	272,000	365,100	385,200	459,800
	31	257,100	274,200	366,400	386,400	460,300
	32	258,300	276,400	367,700	387,500	460,800
	33	259,400	278,600	369,000	388,600	461,300
	34	260,600	280,800	370,200	389,800	
	35	261,800	283,000	371,400	391,000	

36	263, 000	285, 100	372, 600	392, 200
37	264, 300	287, 100	373, 800	393, 400
38	265, 500	289, 000	375, 000	394, 700
39	266, 700	290, 900	376, 200	395, 900
40	267, 900	292, 700	377, 400	397, 100
41	269, 200	294, 400	378, 500	398, 300
42	270, 400	296, 300	379, 700	399, 600
43	271, 700	298, 100	380, 900	400, 600
44	272, 900	299, 800	382, 100	401, 700
45	274, 100	301, 400	383, 200	402, 900
46	275, 000	303, 200	384, 500	404, 100
47	275, 900	304, 900	385, 800	405, 300
48	276, 900	306, 500	387, 000	406, 500
49	277, 500	308, 000	387, 900	407, 600
50	278, 400	309, 700	389, 100	408, 600
51	279, 100	311, 500	390, 100	409, 900
52	280, 100	313, 200	391, 200	411, 100
53	280, 700	314, 400	392, 000	412, 300
54	281, 600	316, 300	393, 100	413, 400
55	282, 600	318, 100	394, 100	414, 500
56	283, 600	319, 800	395, 100	415, 600
57	284, 100	321, 400	396, 200	416, 600
58	285, 100	323, 300	397, 200	417, 800
59	286, 100	325, 000	398, 300	419, 000
60	286, 900	326, 700	399, 400	420, 200
61	287, 400	328, 400	400, 400	420, 800
62	288, 100	330, 200	401, 500	421, 600
63	288, 900	332, 000	402, 600	422, 300
64	289, 700	333, 700	403, 600	422, 800
65	290, 500	335, 400	404, 500	423, 100
66	291, 300	336, 700	405, 400	423, 400
67	292, 000	338, 000	406, 400	423, 800
68	292, 700	339, 300	407, 400	424, 200
69	293, 500	340, 800	408, 200	424, 500
70	294, 300	342, 300	409, 000	424, 900
71	294, 900	343, 800	409, 700	425, 200
72	295, 600	345, 300	410, 500	425, 500
73	296, 100	346, 700	411, 200	425, 800
74	296, 900	348, 200	411, 800	426, 200
75	297, 600	349, 700	412, 500	426, 500
76	298, 200	351, 200	413, 200	426, 800

77	298,800	352,600	413,800	427,100
78	299,600	354,100	414,500	427,400
79	300,200	355,600	415,000	427,700
80	300,800	357,100	415,600	427,900
81	301,400	358,500	416,000	428,100
82	302,100	359,800	416,400	428,400
83	302,700	361,100	416,700	428,700
84	303,200	362,300	417,000	428,900
85	303,700	363,500	417,200	429,100
86	304,300	364,700	417,500	429,400
87	304,800	365,900	417,800	429,700
88	305,200	367,000	418,000	429,900
89	305,600	368,100	418,200	430,100
90	306,200	369,200	418,500	
91	306,700	370,300	418,800	
92	307,200	371,400	419,000	
93	307,500	372,500	419,200	
94	308,100	373,700	419,500	
95	308,600	374,800	419,800	
96	309,000	375,900	420,000	
97	309,400	376,900	420,200	
98	309,900	377,900		
99	310,400	378,800		
100	310,900	379,700		
101	311,300	380,500		
102	311,700	381,500		
103	312,100	382,400		
104	312,400	383,300		
105	312,600	384,100		
106	312,900	385,000		
107	313,200	385,900		
108	313,500	386,800		
109	313,700	387,600		
110	313,900	388,600		
111	314,200	389,500		
112	314,500	390,400		
113	314,700	391,000		
114	314,900	391,900		
115	315,100	392,800		
116	315,400	393,700		

117	315, 700	394, 500		
118	315, 900	395, 200		
119	316, 200	396, 000		
120	316, 500	396, 800		
121	316, 700	397, 400		
122	316, 900	398, 100		
123	317, 100	398, 800		
124	317, 400	399, 400		
125	317, 700	400, 000		
126	317, 900	400, 700		
127	318, 100	401, 200		
128	318, 400	401, 800		
129	318, 600	402, 400		
130	318, 800	403, 000		
131	319, 100	403, 500		
132	319, 400	404, 000		
133	319, 600	404, 300		
134	319, 800	404, 600		
135	320, 100	404, 900		
136	320, 400	405, 200		
137	320, 600	405, 500		
138	320, 800	405, 800		
139	321, 100	406, 100		
140	321, 400	406, 400		
141	321, 600	406, 700		
142	321, 800	407, 000		
143	322, 100	407, 300		
144	322, 400	407, 600		
145	322, 600	407, 800		
146	322, 800	408, 100		
147	323, 100	408, 400		
148	323, 400	408, 600		
149	323, 600	408, 800		
150	323, 800	409, 100		
151	324, 100	409, 400		
152	324, 400	409, 600		
153	324, 600	409, 800		
154	324, 800	410, 100		
155	325, 100	410, 400		
156	325, 400	410, 600		
157	325, 600	410, 800		

	158	325, 800	411, 100			
	159	326, 100	411, 400			
	160	326, 400	411, 600			
	161	326, 600	411, 800			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額 円 232, 000	基準給料月額 円 279, 200	基準給料月額 円 303, 400	基準給料月額 円 330, 000	基準給料月額 円 411, 900

備考

- この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校の高等部に勤務する実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7, 500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	

36	386, 700	457, 700	515, 600
37	388, 100	459, 100	516, 600
38	389, 600	460, 800	517, 900
39	391, 100	462, 400	519, 200
40	392, 600	464, 000	520, 500
41	394, 100	465, 600	521, 500
42	394, 800	466, 800	522, 300
43	395, 400	468, 000	523, 100
44	396, 100	469, 100	523, 900
45	397, 000	470, 100	524, 800
46	397, 600	471, 100	525, 600
47	398, 200	472, 000	526, 400
48	398, 800	472, 800	527, 100
49	399, 400	473, 500	527, 900
50	399, 900	474, 200	528, 700
51	400, 400	474, 900	529, 400
52	400, 900	475, 500	530, 300
53	401, 400	476, 200	531, 200
54	401, 800	476, 900	532, 000
55	402, 200	477, 500	532, 900
56	402, 600	478, 100	533, 800
57	403, 000	478, 400	534, 600
58	403, 400	479, 000	535, 500
59	403, 800	479, 700	536, 400
60	404, 200	480, 400	537, 100
61	404, 600	480, 800	537, 900
62	405, 000	481, 400	538, 800
63	405, 400	482, 100	539, 700
64	405, 800	482, 800	540, 600
65	406, 100	483, 200	541, 400
66		483, 800	542, 300
67		484, 400	543, 200
68		484, 900	544, 100
69		485, 400	544, 900
70		485, 900	545, 800
71		486, 400	546, 700
72		486, 900	547, 600
73		487, 300	548, 400
74		487, 800	
75		488, 200	
76		488, 700	

	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、健康福祉局に勤務する医師に適用する。

別表第5

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200

36	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100	421, 000	463, 000
37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500	422, 300	463, 800
38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500	423, 400	464, 600
39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900	424, 600	465, 300
40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200	425, 700	466, 000
41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900	466, 800
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900	
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000	
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100	
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100	
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600	
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200	
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600	
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200	
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700	
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100	
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600	
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100	
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500	
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800	
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100	
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500	
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800		
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500		
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100		
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700		
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300		
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000		
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600		
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300		
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800		
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400		
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900		
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300		
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900		
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400		
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700		
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000		
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500		
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900		
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200		

77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600	
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200	
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700	
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000	
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500	
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900	
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200	
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800	
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300	
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800	
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300	
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900	
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400	
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900	
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300	
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900	
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400	
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900	
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400	
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000	
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400	
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900	
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400	
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000	
110	297, 600	328, 500	362, 600		
111	297, 800	328, 800	363, 100		
112	298, 100	329, 100	363, 500		
113	298, 400	329, 400	363, 900		
114	298, 600	329, 800	364, 300		
115	298, 900	330, 100	364, 800		
116	299, 100	330, 400	365, 300		

117	299, 400	330, 600	365, 700				
118	299, 700	330, 900	366, 200				
119	300, 000	331, 200	366, 700				
120	300, 300	331, 400	367, 200				
121	300, 600	331, 600	367, 500				
122	301, 000	331, 900					
123	301, 300	332, 200					
124	301, 600	332, 500					
125	301, 800	332, 700					
126	302, 000	333, 000					
127	302, 300	333, 400					
128	302, 700	333, 600					
129	302, 900	333, 800					
130	303, 200	334, 000					
131	303, 600	334, 400					
132	304, 000	334, 600					
133	304, 200	334, 900					
134	304, 500	335, 300					
135	304, 800	335, 700					
136	305, 100	336, 100					
137	305, 300	336, 400					
138	305, 600	336, 800					
139	305, 900	337, 200					
140	306, 200	337, 600					
141	306, 400	337, 900					
142	306, 800	338, 300					
143	307, 200	338, 600					
144	307, 500	339, 000					
145	307, 700	339, 300					
146	307, 900	339, 700					
147	308, 200	340, 100					
148	308, 600	340, 500					
149	308, 800	340, 800					
150	309, 000	341, 200					
151	309, 300	341, 600					
152	309, 600	342, 000					
153	310, 000	342, 300					
154	310, 200						
155	310, 400						
156	310, 700						
157	311, 000						

	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 239,700	円 260,200	円 267,500	円 277,900	円 294,300	円 331,900	円 376,600

備考 この表は、看護専門学校に勤務する教員に適用する。

改正後			改正前		
別表第8			別表第8		
区分	種類	支給額	区分	種類	支給額
行政職	(略)	(略)	行政職	(略)	(略)
給料表 適用者	危険作業手当	日 額 <u>2,160円</u> 以内	給料表 適用者	危険作業手当	日 額 <u>500円</u> 以 内
		(略)			(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和3年船橋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
附則別表第3		附則別表第3	
行政職経過措置給料表		行政職経過措置給料表	
号給	給料月額	号給	給料月額
19号給	<u>458,300円</u>	19号給	<u>451,900円</u>
20号給	<u>458,300円</u>	20号給	<u>453,600円</u>
21号給	<u>458,300円</u>	21号給	<u>455,400円</u>
22号給	<u>458,300円</u>	22号給	<u>456,900円</u>
23号給	(略)	23号給	(略)
24号給	<u>463,800円</u>	24号給	<u>459,800円</u>
25号給	<u>463,800円</u>	25号給	<u>461,200円</u>
26号給	<u>463,800円</u>	26号給	<u>462,500円</u>
27号給	(略)	27号給	(略)
28号給	<u>468,800円</u>	28号給	<u>465,000円</u>
29号給	<u>468,800円</u>	29号給	<u>466,000円</u>
30号給	<u>468,800円</u>	30号給	<u>466,700円</u>
31号給	<u>468,800円</u>	31号給	<u>467,400円</u>
32号給	<u>468,800円</u>	32号給	<u>468,100円</u>
33号給	(略)	33号給	(略)
34号給	<u>473,500円</u>	34号給	<u>469,500円</u>
35号給	<u>473,500円</u>	35号給	<u>470,100円</u>
36号給	<u>473,500円</u>	36号給	<u>470,700円</u>
37号給	<u>473,500円</u>	37号給	<u>471,200円</u>
38号給	<u>473,500円</u>	38号給	<u>471,800円</u>
39号給	<u>473,500円</u>	39号給	<u>472,400円</u>

40号給	<u>473,500円</u>	40号給	<u>473,000円</u>
41号給	(略)	41号給	(略)
42号給	<u>477,500円</u>	42号給	<u>474,000円</u>
43号給	<u>477,500円</u>	43号給	<u>474,400円</u>
44号給	<u>477,500円</u>	44号給	<u>474,700円</u>
45号給	<u>477,500円</u>	45号給	<u>475,000円</u>

(船橋市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第3条 船橋市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年船橋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第13条（略） 2～8（略） 9 一般職の職員の給与に関する条例第12条第1項、第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第19条並びに第28条の5並びに新条例第12条第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10（略）	附 則 （一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第13条（略） 2～8（略） 9 一般職の職員の給与に関する条例第12条第1項、第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第19条、<u>第20条、第20条の3</u>並びに第28条の5並びに新条例第12条第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 10（略）

附 則

(施行期日等)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中一般職の職員の給与に関する条例第28条の5第1項の改正規定並びに次項、附則第3項及び第7項の規定は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第28条の5第1項の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(初任給調整手当の内払)
- 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された初任給調整手当は、改正後の給与条例の規定による初任給調整手当の内払とみなす。
(号給の切替え)

4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の職員の給与に関する条例別表第1から別表第5までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

6 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第19条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5)

「(5) 重度心身障害者
重度心身障害者」とあるのは
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500
事情にある者を含む。）」

0円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（委任）

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表

号給の切替表

ア 行政職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

	職務の級
--	------

旧号給	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	2
19	15	11	11	7	3	2
20	16	12	12	8	4	2
21	17	13	13	9	5	2
22	18	14	14	10	6	2
23	19	15	15	11	7	3
24	20	16	16	12	8	3
25	21	17	17	13	9	3
26	22	18	18	14	10	3
27	23	19	19	15	11	4
28	24	20	20	16	12	4
29	25	21	21	17	13	4
30	26	22	22	18	14	4
31	27	23	23	19	15	5
32	28	24	24	20	16	5
33	29	25	25	21	17	5
34	30	26	26	22	18	5
35	31	27	27	23	19	6
36	32	28	28	24	20	6
37	33	29	29	25	21	6
38	34	30	30	26	22	6
39	35	31	31	27	23	6
40	36	32	32	28	24	7
41	37	33	33	29	25	7

42	38	34	34	30	26	
43	39	35	35	31	27	
44	40	36	36	32	28	
45	41	37	37	33	29	
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		

84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 行政職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1

9	5	1	1
10	6	2	2
11	7	3	3
12	8	4	4
13	9	5	5
14	10	6	6
15	11	7	7
16	12	8	8
17	13	9	9
18	14	10	10
19	15	11	11
20	16	12	12
21	17	13	13
22	18	14	14
23	19	15	15
24	20	16	16
25	21	17	17
26	22	18	18
27	23	19	19
28	24	20	20
29	25	21	21
30	26	22	22
31	27	23	23
32	28	24	24
33	29	25	25
34	30	26	26
35	31	27	27
36	32	28	28
37	33	29	29
38	34	30	30
39	35	31	31
40	36	32	32
41	37	33	33
42	38	34	34
43	39	35	35
44	40	36	36
45	41	37	37
46	42	38	38
47	43	39	39
48	44	40	40
49	45	41	41
50	46	42	42

51	47	43	43
52	48	44	44
53	49	45	45
54	50	46	46
55	51	47	47
56	52	48	48
57	53	49	49
58	54	50	50
59	55	51	51
60	56	52	52
61	57	53	53
62	58	54	54
63	59	55	55
64	60	56	56
65	61	57	57
66	62	58	58
67	63	59	59
68	64	60	60
69	65	61	61
70	66	62	62
71	67	63	63
72	68	64	64
73	69	65	65
74	70	66	66
75	71	67	67
76	72	68	68
77	73	69	69
78	74	70	70
79	75	71	71
80	76	72	72
81	77	73	73
82	78	74	74
83	79	75	75
84	80	76	76
85	81	77	77
86	82	78	78
87	83	79	79
88	84	80	80
89	85	81	81
90	86	82	82
91	87	83	83
92	88	84	84

93	89	85	85
94	90		86
95	91		87
96	92		88
97	93		89
98	94		90
99	95		91
100	96		92
101	97		93
102	98		94
103	99		95
104	100		96
105	101		97
106	102		98
107	103		99
108	104		100
109	105		101
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

ウ 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1

18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	

60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	

102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

エ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1

31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	

73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

オ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1

14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39

56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			

98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

理 由

官民較差の是正並びに国、県及び近隣市等との均衡を図るため、国家公務員に対する人事院勧告等にならい、一般職の職員の給与について改定を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20号

船橋市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

船橋市職員退職手当支給条例（昭和25年船橋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（失業者の退職手当） 第10条（略） 2～10（略） 11（各号列記以外の部分略） （1）～（3）（略） （4）<u>安定した職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （5）及び（6）（略） 12及び13（略） 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>	（失業者の退職手当） 第10条（略） 2～10（略） 11（各号列記以外の部分略） （1）～（3）（略） （4）<u>職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （5）及び（6）（略） 12及び13（略） 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> （1）<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相</u>

	当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数 (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数
15～17 (略)	15～17 (略)
附 則	附 則
1～14 (略)	1～14 (略)
15 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業	対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業

指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。) 」とする。 16～24 (略)	指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。) 」とする。 16～24 (略)
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（船橋市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって令和7年4月1日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

理 由

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 21 号

船橋市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市行政組織条例の一部を改正する条例

船橋市行政組織条例（昭和 46 年船橋市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 (各号列記以外の部分略) (1)～(9) (略) <u>(10) 地域子育て部</u> <u>(11)～(17) (略)</u> 2 前項第6号から<u>第10号</u>までに規定する部の分掌事務を効果的に処理するため、健康福祉局を置く。 3 <u>第1項第13号から第17号</u>までに規定する部の分掌事務を効果的に処理するため、建設局を置く。 (分掌事務) 第2条 (各号列記以外の部分略) (1)～(8) (略) (9) (略) ア <u>こどもと家庭への支援及び給付に</u>関すること。 イ <u>児童虐待対策</u>に関すること。 <u>(10) 地域子育て部</u> ア <u>保育に関すること。</u> イ <u>こどもの育成支援に関すること。</u> <u>(11)～(17) (略)</u>	(設置) 第1条 (各号列記以外の部分略) (1)～(9) (略) <u>(10)～(16) (略)</u> 2 前項第6号から<u>第9号</u>までに規定する部の分掌事務を効果的に処理するため、健康福祉局を置く。 3 <u>第1項第12号から第16号</u>までに規定する部の分掌事務を効果的に処理するため、建設局を置く。 (分掌事務) 第2条 (各号列記以外の部分略) (1)～(8) (略) (9) (略) ア <u>子育て支援の総合的な推進</u>に関すること。 イ <u>児童福祉</u>に関すること。 <u>(10)～(16) (略)</u>

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

市民サービスの充実及び行政の効率的な執行を図るため、行政組織を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 2 2 号

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年船橋市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるもの

婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。))をさせてはならない。

3 (略)

- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。))のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と

が、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。))をさせてはならない。

3 (略)

- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜

同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病
気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、
子育て部分休暇及び組合休暇とする。

(特別休暇)

第14条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、一般職の職員
の給与に関する条例第10条第1項に規定
する教育職給料表の適用を受ける職員で
あって船橋市立船橋高等学校に勤務する
ものに係る特別休暇は、教育委員会規則で
定めるものとする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶
者、父母、子、配偶者の父母その他規則で
定める者で負傷、疾病又は老齢により規則
で定める期間にわたり日常生活を営むのに
支障があるものをいう。以下同じ。)の

(午後10時から翌日の午前5時までの間を
いう。以下この項において同じ。)におい
て常態として当該子を養育することがで
きるものとして規則で定める者に該当す
る場合における当該職員を除く。)が、規
則で定めるところにより、当該子を養育す
る」とあり、第2項中「3歳に満たない子
のある職員が、規則で定めるところによ
り、当該子を養育する」とあり、及び前項
中「小学校就学の始期に達するまでの子
のある職員が、規則で定めるところによ
り、当該子を養育する」とあるのは「要介護
者のある職員が、規則で定めるところによ
り、当該要介護者を介護する」と、第1項
中「深夜における」とあるのは「深夜(午
後10時から翌日の午前5時までの間をい
う。)における」と、第2項中「当該請求を
した職員の業務を処理するための措置を
講ずることが著しく困難である」とあるの
は「公務の運営に支障がある」と読み替え
るものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病
気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及
び組合休暇とする。

(特別休暇)

第14条 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶
者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様
の事情にある者を含む。以下この項におい
て同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他
規則で定める者で負傷、疾病又は老齢に

介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2及び3 (略)

(子育て部分休暇)

第15条の3 子育て部分休暇は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、子を養育するために1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、一般職の職員の給与に関する条例第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第25条の3第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇等の承認及び組合休暇の許可)

第17条 病気休暇、特別休暇(規則又は教育

より規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2及び3 (略)

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認並びに組合休暇の許可)

第17条 病気休暇、特別休暇(規則で定める

委員会規則で定めるものを除く。)、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。	ものを除く。)、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。
2 (略)	2 (略)

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年船橋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(部分休業の承認) 第22条 (略) 2 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条の規定による育児時間についての特別休暇、<u>同条例第15条の2第1項の規定による介護時間又は同条例第15条の3第1項の規定による子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、<u>当該介護時間又は当該子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	(部分休業の承認) 第22条 (略) 2 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条の規定による育児時間についての特別休暇<u>又は</u>同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間<u>又は</u>当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

子育て部分休暇を導入するに当たり、所要の定め等を行うとともに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限について、所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第23号

船橋市消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

船橋市消防団員退職報償金の支給に関する条例（昭和39年船橋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(退職報償金の支給) 第2条 消防団員として5年以上勤務して退職(死亡による退職を含む。以下同じ。)した場合には、勤務年数及び階級に応じて<u>消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政令第346号)別表の規定の例により算定した退職報償金を支給する。</u> 2 消防団員が一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しないものとする。 第3条から第4条まで 削除	(退職報償金の支給) 第2条 消防団員として5年以上勤務して退職(死亡による退職を含む。以下同じ。)した場合には、勤務年数及び階級に応じて<u>別表に定める退職報償金を支給する。</u> (勤務年数の算定) 第3条 退職報償金の基礎となる勤務年数の算定にあたっては、その者が消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、次に掲げる勤務期間については、この限りでない。 (1) 既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基準とされた期間 (2) 再び消防団員となった日の属する月

から退職した日の属する月までが1年に満たない場合における当該期間

2 前項の勤務年数の計算は、消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月に再び消防団員となった場合には、その月は後の就職にかかる勤務年数には算入しない。

第3条の2 消防団員が一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しないものとする。
(支給の基礎となる階級)

第4条 退職報償金の基礎となる階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、当該階級(団員の階級を除く。)の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、規則で定める階級とする。

別表

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副分	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円

	団 長	円	円	円	円	円	円
	部 長 及 び 班 長	204, 000 円	283, 000 円	358, 000 円	438, 000 円	564, 000 円	734, 000 円
	団 員	200, 000 円	264, 000 円	334, 000 円	409, 000 円	519, 000 円	689, 000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市消防団員退職報償金の支給に関する条例の規定は、令和7年4月1日以後に退職した消防団員について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、退職報償金の支給等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第24号

船橋市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

船橋市民生委員の定数を定める条例（平成26年船橋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数を <u>79</u> <u>5人</u> とする。	民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数を <u>79</u> <u>4人</u> とする。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

理 由

民生委員の一斉改選に伴い、民生委員の定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 25 号

船橋市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

船橋市老人デイサービスセンター条例（平成 17 年船橋市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(設置、名称及び位置)		(設置、名称及び位置)	
第2条 (略)		第2条 (略)	
2 (表以外の部分略)		2 (表以外の部分略)	
名称	位置	名称	位置
		船橋市北老人デイサービスセンター	船橋市三咲7丁目24番1号(船橋市北部福祉会館内)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- (船橋市福祉会館条例の一部改正)
- 2 船橋市福祉会館条例（昭和 59 年船橋市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(設置、名称等)		(設置、名称等)	
第2条 (略)		第2条 (略)	
2 (表以外の部分略)		2 (表以外の部分略)	

名称	位置	施設
(略)	(略)	(略)
船橋市 北部福祉会館	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

名称	位置	施設
(略)	(略)	(略)
船橋市 北部福祉会館	(略)	(略) 老人デイサービスセンター (略)
(略)	(略)	(略)

理 由

北老人デイサービスセンターを廃止するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第26号

船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例

船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（平成26年船橋市条例第60号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員に係る基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）の例による。

（地域包括支援センターの職員に係る基準等）

第3条 法第115条の4第5項の規定に基づき条例で定める基準は、省令第140条の66に定める基準の例による。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

介護保険法施行規則の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第27号

船橋市歯科診療所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市歯科診療所条例の一部を改正する条例

船橋市歯科診療所条例(平成26年船橋市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1					別表第1				
診療所	診療 内容	診療 日	診 療 日 の う ち、休 診 日 と する日	診療時間	診療所	診療 内容	診療 日	診 療 日 の う ち、休 診 日 と する日	診療時間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
船 橋 市 さ ざ ん か 特 殊 歯 科 診 療 所	(略)	(略)	(略)	午前9時から 午後5時まで (午後零時から午後1時までを除く。)	船 橋 市 さ ざ ん か 特 殊 歯 科 診 療 所	(略)	(略)	(略)	午前9時から 午後4時30 分まで(午後 零時から午後1時までを除く。)
		(略)					(略)		
	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		
備考 (略)					備考 (略)				

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

さざんか特殊歯科診療所における歯科診療サービスの充実を図るため、診療時間について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 28 号

船橋市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例

船橋市国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成 13 年船橋市条例第 10 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

理 由

出産に要する資金の貸付けを廃止するため、船橋市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 29 号

船橋市が設置する専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市が設置する専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例

船橋市が設置する専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例（平成 24 年船橋市条例第 46 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 34 条第 1 項において準用する同法第 19 条第 3 項の規定に基づき、市が設置する専用水道に係る水道技術管理者の資格を定めるものとする。

（水道技術管理者の資格）

第 2 条 水道法第 34 条第 1 項において準用する同法第 19 条第 3 項の規定に基づき条例で定める資格は、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 7 条に定める資格の例による。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

水道法施行令の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 30 号

船橋市放課後ルーム条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市放課後ルーム条例の一部を改正する条例

第 1 条 船橋市放課後ルーム条例（平成 11 年船橋市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
船橋市習志野台第一放課後ルーム	(略) 船橋市習志野台 3 丁目 4 番 1 号 (船橋市習志野台児童ホーム内)	船橋市習志野台第一放課後ルーム	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第 2 条 船橋市放課後ルーム条例の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
船橋市習志野台第一放課後ルーム	(略)	船橋市習志野台第一放課後ルーム	(略) 船橋市習志野台 3 丁目 4 番 1 号 (船橋市習志野台児童ホーム内)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 9 月 1 日までの間において規則で定める日から施行する。

理 由

習志野台第一放課後ルームを増設するについて、その位置を規定する等の必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第31号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第1条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成21年船橋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。</u> 2 (各号列記以外の部分略) <u>(1)～(5)</u> (略) (管理職員特別勤務手当) 第15条 (略) 2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定により管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間	(扶養手当) 第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。</u> 2 (各号列記以外の部分略) <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u> <u>(2)～(6)</u> (略) (管理職員特別勤務手当) 第15条 (略) 2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定により管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当</u>

に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (給与の減額) 第20条 (略) 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子その他これに準ずる者として管理者が指定する者を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))又は子育て部分休暇(当該職員が小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子その他これに準ずる者として管理者が指定する者を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第27条 第5条、第18条及び第19条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。	該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (給与の減額) 第20条 (略) 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子その他これに準ずる者として管理者が指定する者を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。))の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第27条 第5条、<u>第7条</u>、第18条及び第19条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。
--	--

(船橋市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第2条 船橋市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年船橋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (企業職員の給与の種類及び基準を定める 条例の一部改正に伴う経過措置) 第17条 暫定再任用職員については、企業 職員の給与の種類及び基準を定める条例 第5条、第18条及び第19条の規定は、適用 しない。	附 則 (企業職員の給与の種類及び基準を定める 条例の一部改正に伴う経過措置) 第17条 暫定再任用職員については、企業 職員の給与の種類及び基準を定める条例 第5条、 <u>第7条</u> 、第18条及び第19条の規定 は、適用しない。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の企業職員の給与
の種類及び基準を定める条例第5条の規定の適用については、同条第1項中「次項第2
号から第5号まで」とあるのは「次項第2号から第6号まで」と、同条第2項中「(5) 重
度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情
にある者を含む。）」とする。

理 由

住居手当を支給する職員の範囲を拡大し、及び扶養手当の見直しを図ること等に伴い、
所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第32号

船橋市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(船橋市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 船橋市病院事業の設置等に関する条例(昭和58年船橋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1				別表第1			
種別	単位	金額		種別	単位	金額	
		市内に住 所を有す る者	市外に住 所を有す る者			市内に住 所を有す る者	市外に住 所を有す る者
1～13 (略)	(略)	(略)		1～13 (略)	(略)	(略)	
14 前各項 に定める もののほ か一般診 療費	(略)	診療報酬算定方法に 定める所定点数に <u>10</u> 円を乗じて得た額		14 前各項 に定める もののほ か一般診 療費	(略)	診療報酬算定方法に 定める所定点数に <u>15</u> 円を乗じて得た額	
備考				備考			
1～4 (略)				1～4 (略)			
5 非紹介患者初診加算料は他の病院 又は診療所からの文書による紹介な しに受診した者の初診について、紹介 済患者再診加算料は他の病院(一般病 床を有する医療法(昭和23年法律第 205号)第4条第1項に規定する地域医 療支援病院(一般病床の数が200未満				5 非紹介患者初診加算料は他の病院 又は診療所からの文書による紹介な しに受診した者の初診について、紹介 済患者再診加算料は他の病院(一般病 床を有する医療法(昭和23年法律第 205号)第4条第1項に規定する地域医 療支援病院(一般病床の数が200未満			

であるものを除く。)、同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院及び同法第30条の18の2第1項に規定する外来機能報告対象病院等(同法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が200未満であるものを除く。)を除く。)又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず受診した者の再診について徴収する。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。

6 (略)

であるものを除く。)、同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院及び同法第30条の18の2第1項に規定する外来機能報告対象病院等(同法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が200未満であるものを除く。)を除く。)又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず受診した者の再診について徴収する。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。

6 (略)

(船橋市立リハビリテーション病院条例の一部改正)

第2条 船橋市立リハビリテーション病院条例（平成17年船橋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1			別表第1		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
1～6 (略)	(略)	(略)	1～6 (略)	(略)	(略)
7 前各項に定めるもののほか一般診療費	(略)	診療報酬算定方法に定める所定点数に10円を乗じて得た額	7 前各号に定めるもののほか一般診療費	(略)	診療報酬算定方法に定める所定点数に15円を乗じて得た額
備考 (略)			備考 (略)		

(船橋市夜間休日急病診療所条例の一部改正)

第3条 船橋市夜間休日急病診療所条例（平成23年船橋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第2			別表第2		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
1及び2 (略)	(略)	(略)	1及び2 (略)	(略)	(略)
3 前2項に定めるものの	(略)	診療報酬算定方法に定める所定	3 前2項に定めるものの	(略)	診療報酬算定方法に定める所定

ほか一般診療費	点数に <u>10円</u> を乗じて得た額	ほか一般診療費	点数に <u>15円</u> を乗じて得た額
備考（略）		備考（略）	

（船橋市リハビリセンター条例の一部改正）

第4条 船橋市リハビリセンター条例（平成25年船橋市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1			別表第1		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
1～4（略）	（略）	（略）	1～4（略）	（略）	（略）
5 前各項に定めるもののほか一般診療費	（略）	診療報酬算定方法に定める所定点数に <u>10円</u> を乗じて得た額	5 前各項に定めるもののほか一般診療費	（略）	診療報酬算定方法に定める所定点数に <u>15円</u> を乗じて得た額
備考（略）			備考（略）		

（船橋市歯科診療所条例の一部改正）

第5条 船橋市歯科診療所条例（平成26年船橋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第2			別表第2		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
1～4（略）	（略）	（略）	1～4（略）	（略）	（略）
5 前各項に定めるもののほか一般診療費	（略）	診療報酬算定方法に定める所定点数に <u>10円</u> を乗じて得た額	5 前各項に定めるもののほか一般診療費	（略）	診療報酬算定方法に定める所定点数に <u>15円</u> を乗じて得た額
備考（略）			備考（略）		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「前各号」を「前各項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の船橋市病院事業の設置等に関する条例別表第1の14の項の規定及び第3条の規定による改正後の船橋市夜間休日急病診療所条例別表第2の3の項の規定は、令和7年4月1日以後の診療に係る診療費について適用し、同日前の診

療に係る診療費については、なお従前の例による。

理 由

診療報酬算定方法により算定しがたい一部の一般診療費について、額の算定方法を変更するため、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 33 号

船橋市犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって市民等が安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族その他これらに準ずる者として市長が認める者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内で犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 関係機関等 国、千葉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、偏見に基づく又は理解若し

くは配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害をいう。

(7) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける被害をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分配慮して行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に行われるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく継続して行われるものとする。

4 犯罪被害者等の支援は、二次的被害及び再被害の発生の防止に十分配慮して行われるものとする。

5 犯罪被害者等の支援は、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次的被害

を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

（総合的支援体制の整備）

第7条 市は、関係機関等と連携し、及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を整備するものとする。

（相談及び情報の提供等）

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（経済的支援）

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、支援金を支給するものとする。

（安全の確保）

第10条 市は、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導及び助言並びに犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な施策を行うものとする。

（日常生活等の支援）

第11条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、家事に係る支援その他必要な支援を行うものとする。

（居住の安定の支援）

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は二次的被害及び再被害を防止するため、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うもの

とする。

（雇用の安定の支援）

第13条 市は、犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった犯罪被害者等の雇用の安定を図り、及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるための措置その他必要な支援を行うものとする。

（法律相談の支援）

第14条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、弁護士への相談に係る費用の助成その他必要な支援を行うものとする。

（裁判手続の支援）

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る刑事訴訟及び民事訴訟に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等で市長が必要があると認めるものに対し、旅費等の助成その他必要な支援を行うものとする。

（精神的な被害の回復の支援）

第16条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により受けた精神的な被害から回復することができるよう、犯罪被害者等の心身の状況等に応じた適切な相談支援に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

（本市に住所を有しない犯罪被害者等に関する情報の提供）

第17条 市は、本市に住所を有しない者が本市で発生した犯罪等により被害を受けた場合であって、その者が住所を有する地方公共団体から求めがあったときは、当該地方公共団体に対し、必要な情報の提供を行うものとする。

（市民等及び事業者の理解の促進）

第18条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるよう、広報その他必要な施策を行うものとする。

（人材の育成）

第19条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するために必要な情報の提供その他必要な施策を行うものとする。

（民間支援団体への協力）

第20条 市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものに対して、その活動の促進を図るために必要な情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第21条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、当該犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(意見等の反映)

第22条 市は、犯罪被害者等、犯罪被害者等の支援に関し識見を有する者、市民等、事業者及び関係機関等からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

犯罪被害者等の支援を推進するについて、基本理念及び施策に関し、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第34号

船橋市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

船橋市自転車等駐車場条例（平成27年船橋市条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1				別表第1			
第一種自転車等駐車場				第一種自転車等駐車場			
名称		位置		名称		位置	
(略)		(略)		(略)		(略)	
				船橋市船橋日大前 駅東口第一自転車 等駐車場		船橋市坪井東1丁目 1,392番9	
船橋市船橋日大前 駅東口第二自転車 等駐車場		(略)		船橋市船橋日大前 駅東口第二自転車 等駐車場		(略)	
船橋市船橋日大前 駅東口第三自転車 等駐車場		船橋市坪井東2丁目 1,385番8					
(略)		(略)		(略)		(略)	
別表第2				別表第2			
第一種自転車等駐車場(月ぎめ利用)				第一種自転車等駐車場(月ぎめ利用)			
名称	区分	金額(1台に つき)		名称	区分	金額(1台に つき)	
		自 転 車	原 動 機 付 自 転			自 転 車	原 動 機 付 自 転

			車 及 び 対 象 自 動 二 輪 車				車 及 び 対 象 自 動 二 輪 車
1 船橋市船橋駅第十四自転車等駐車場、船橋市新船橋駅自転車等駐車場、船橋市北習志野駅第八自転車等駐車場(上段)、船橋市高根公団駅自転車等駐車場(屋上)、船橋市二和向台駅第一自転車等駐車場(屋上)、船橋市二和向台駅第三自転車等駐車場、船橋市小室駅第一自転車等駐車場、船橋市東海神駅第一自転車等駐車場、船橋市飯山満駅第二自転車等駐車場、船橋市飯山満駅第三自転車等駐車場、 <u>船橋市船橋日大前駅東口第三自転車等駐車場</u> 及び船橋市三山車庫第一自転車等駐車場	(略)	(略)	(略)	1 船橋市船橋駅第十四自転車等駐車場、船橋市新船橋駅自転車等駐車場、船橋市北習志野駅第八自転車等駐車場(上段)、船橋市高根公団駅自転車等駐車場(屋上)、船橋市二和向台駅第一自転車等駐車場(屋上)、船橋市二和向台駅第三自転車等駐車場、船橋市小室駅第一自転車等駐車場、船橋市東海神駅第一自転車等駐車場、船橋市飯山満駅第二自転車等駐車場、船橋市飯山満駅第三自転車等駐車場及び船橋市三山車庫第一自転車等駐車場	(略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)	(略)
3 船橋市船橋駅第五自転車等駐車場(上段)、船橋市船橋駅第六自転車等駐車場(下段)、船橋市船橋駅第十一自転車等駐車場(上段を除	(略)	(略)	(略)	3 船橋市船橋駅第五自転車等駐車場(上段)、船橋市船橋駅第六自転車等駐車場(下段)、船橋市船橋駅第十一自転車等駐車場(上段を除	(略)	(略)	(略)

く。)、船橋市東船橋駅第三自転車等駐車場、船橋市西船橋駅第九自転車等駐車場、船橋市西船橋駅第十自転車等駐車場(下段を除く。)、船橋市船橋法典駅第二自転車等駐車場、船橋市下総中山駅第一自転車等駐車場(2階)、船橋市南船橋駅第二自転車等駐車場、船橋市南船橋駅第三自転車等駐車場、船橋市塚田駅自転車等駐車場、船橋市津田沼駅第四自転車等駐車場(下段)、船橋市薬園台駅第一自転車等駐車場、船橋市習志野駅第二自転車等駐車場、船橋市北習志野駅第七自転車等駐車場、船橋市高根公団駅自転車等駐車場(2階)、船橋市三咲駅自転車等駐車場、船橋市二和向台駅第一自転車等駐車場(2階及び屋外)、船橋市飯山満駅第一自転車等駐車場、船橋市船橋日大前駅西口第一自転車等駐車場、船橋市船橋日大前駅西口第二自転車等駐車場及び

く。)、船橋市東船橋駅第三自転車等駐車場、船橋市西船橋駅第九自転車等駐車場、船橋市西船橋駅第十自転車等駐車場(下段を除く。)、船橋市船橋法典駅第二自転車等駐車場、船橋市下総中山駅第一自転車等駐車場(2階)、船橋市南船橋駅第二自転車等駐車場、船橋市南船橋駅第三自転車等駐車場、船橋市塚田駅自転車等駐車場、船橋市津田沼駅第四自転車等駐車場(下段)、船橋市薬園台駅第一自転車等駐車場、船橋市習志野駅第二自転車等駐車場、船橋市北習志野駅第七自転車等駐車場、船橋市高根公団駅自転車等駐車場(2階)、船橋市三咲駅自転車等駐車場、船橋市二和向台駅第一自転車等駐車場(2階及び屋外)、船橋市飯山満駅第一自転車等駐車場、船橋市船橋日大前駅西口第一自転車等駐車場、船橋市船橋日大前駅西口第二自転車等駐車場、船橋

船橋市船橋日大前 駅東口第二自転車 等駐車場				市船橋日大前駅東 口第一自転車等駐 車場及び船橋市船 橋日大前駅東口第 二自転車等駐車場			
4及び5 (略)	(略)	(略)	(略)	4及び5 (略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の船橋市自転車等駐車場条例別表第1 第一種自転車等駐車場の表に規定する船橋市船橋日大前駅東口第三自転車等駐車場に係る同条例第6条第1項に規定する利用の許可の手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

理 由

新たに自転車等駐車場を設置するについて、その名称、位置及び使用料を規定する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第35号

船橋市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第74号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(園路及び広場) 第2条（各号列記以外の部分略） (1)～(5)（略） (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、高さ110センチメートル以上の柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令 <u>第22条第2項第1号</u> に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7)（略）	(園路及び広場) 第2条（各号列記以外の部分略） (1)～(5)（略） (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、高さ110センチメートル以上の柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令 <u>第21条第2項第1号</u> に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7)（略）

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

理 由

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第36号

船橋市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市手数料条例の一部を改正する条例

船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(手数料の免除等) 第10条（各号列記以外の部分略） （1）（略） （2） 国又は他の地方公共団体が公用又は公共用に使用するため申請したとき(別表第3の5の項から8の項まで、55の項、56の項、59の項、60の項、257の項から262の項まで、 <u>266の項から271の項まで及び273の項</u> に規定するものに係るものを除く。）。 （3）（略） 2（略） 別表第3		(手数料の免除等) 第10条（各号列記以外の部分略） （1）（略） （2） 国又は他の地方公共団体が公用又は公共用に使用するため申請したとき(別表第3の5の項から8の項まで、55の項、56の項、59の項、60の項、257の項から262の項まで <u>及び266の項から273の項</u> までに規定するものに係るものを除く。）。 （3）（略） 2（略） 別表第3	
手数料を徴収する事務	金額(特に定めるものを除き、1件につき)	手数料を徴収する事務	金額(特に定めるものを除き、1件につき)
1 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する	1 (略) ア 30平方メートル以内のもの <u>10,000円</u> イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>2</u>	1 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する	1 (略) ア 30平方メートル以内のもの <u>7,500円</u> イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>1</u>

場 合 を 含
む。)の規定
による確認
の申請に対
する審査

1,000円

ウ 100平方メートル
を超え200平方メー
トル以内のもの 3

5,000円

エ 200平方メートル
を超え300平方メー
トル以内のもの 4

6,000円

オ 300平方メートル
を超え1,000平方メ
ートル以内のもの

74,000円

カ 1,000平方メー
トルを超え2,000平方
メートル以内のも
の

104,000円

キ 2,000平方メー
トルを超え10,000平
方メートル以内の
もの

291,000円

ク 10,000平方メー
トルを超え50,000
平方メートル以内
のもの

426,000円

ケ 50,000平方メー
トルを超えるもの

828,000円

(摘要)

1～4 (略)

5 建築物のエネル

ギー消費性能の

向上等に関する

法律(平成27年法

律第53号)第11条

第1項ただし書の

適用を受ける場

合(建築物のエネ

ルギー消費性能

の向上等に関す

場 合 を 含
む。)の規定
による確認
の申請に対
する審査

3,000円

ウ 100平方メートル
を超え200平方メー
トル以内のもの 2

1,000円

エ 200平方メートル
を超え500平方メー
トル以内のもの 2

8,000円

オ 500平方メートル
を超え1,000平方メ
ートル以内のもの

51,000円

カ 1,000平方メー
トルを超え2,000平方
メートル以内のも
の

72,000円

キ 2,000平方メー
トルを超え10,000平
方メートル以内の
もの

210,000円

ク 10,000平方メー
トルを超え50,000
平方メートル以内
のもの

360,000円

ケ 50,000平方メー
トルを超えるもの

690,000円

(摘要)

1～4 (略)

		<u>る法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に該当する場合に限る。)の確認の申請の手数料の金額は、表に定める金額に、別表第3の266の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額を加算した金額とする。</u> 2 確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 確認の申請に係る計画に同条の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の金額に、当該昇降機について、<u>別表第3の53の項</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額の合計金額を加算した金額			2 確認の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 確認の申請に係る計画に同条の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の金額に、当該昇降機について、<u>同条において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請の項</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額の合計金額を加算した金額
2 建築基準法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査	1 (略) ア (略) (1) 30平方メートル以内のもの <u>2,000円</u> (2) 30平方メートルを超え100平方		2 建築基準法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査	1 (略) ア (略) (1) 30平方メートル以内のもの <u>1,4,000円</u> (2) 30平方メートルを超え100平方	

メートル以内の
もの 29,000円

(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 39,000円

(4) 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 54,000円

(5) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 88,000円

(6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 113,000円

(7) (略)

(8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 283,000円

(9) 50,000平方メートルを超えるもの 573,000円

(摘要)

1及び2 (略)

イ 完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合
完了検査の申請に係る計画に同条の昇降機に係る部分が含まれない場合

メートル以内の
もの 17,000円

(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 23,000円

(4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 33,000円

(5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 54,000円

(6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 75,000円

(7) (略)

(8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 285,000円

(9) 50,000平方メートルを超えるもの 450,000円

(摘要)

1及び2 (略)

イ 完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合
完了検査の申請に係る計画に同条の昇降機に係る部分が含まれない場合

の手数料の金額に、当該昇降機について、別表第3の54の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額の合計金額を加算した金額

2 (略)

ア (略)

- (1) 30平方メートル以内のもの 20,000円
- (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 26,000円
- (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 36,000円
- (4) 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 52,000円
- (5) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 85,000円
- (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 106,000円
- (7) 2,000平方メートルを超え10,00

の手数料の金額に、当該昇降機について、同条において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額の合計金額を加算した金額

2 (略)

ア (略)

- (1) 30平方メートル以内のもの 13,000円
- (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 16,000円
- (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 21,000円
- (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 31,000円
- (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 52,000円
- (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 70,000円
- (7) 2,000平方メートルを超え10,00

	0平方メートル以内のもの <u>165,000円</u> (8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>268,000円</u> (9) 50,000平方メートルを超えるもの <u>558,000円</u> (摘要) 1及び2 (略) イ 完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 完了検査の申請に係る計画に同条の昇降機に係る部分が含まれない場合 の手数料の金額に、当該昇降機について、<u>別表第3の54の項</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額の合計金額を加算した金額				0平方メートル以内のもの <u>129,000円</u> (8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>223,000円</u> (9) 50,000平方メートルを超えるもの <u>370,000円</u> (摘要) 1及び2 (略) イ 完了検査の申請に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 完了検査の申請に係る計画に同条の昇降機に係る部分が含まれない場合 の手数料の金額に、当該昇降機について、<u>同条において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請の項</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額の合計金額を加算した金額
3 建築基準法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請に対する審査	(略) ア 30平方メートル以内のもの <u>19,000円</u> イ 30平方メートルを超え100平方メー		3 建築基準法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請に対する審査	(略) ア 30平方メートル以内のもの <u>13,000円</u> イ 30平方メートルを超え100平方メー	

	トル以内のもの <u>2</u> <u>6,000円</u>		トル以内のもの <u>1</u> <u>6,000円</u>
	ウ 100平方メートル を超え200平方メー トル以内のもの <u>3</u> <u>1,000円</u>		ウ 100平方メートル を超え200平方メー トル以内のもの <u>2</u> <u>0,000円</u>
	エ 200平方メートル を超え300平方メー トル以内のもの <u>4</u> <u>1,000円</u>		エ 200平方メートル を超え500平方メー トル以内のもの <u>3</u> <u>0,000円</u>
	オ <u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メ ートル以内のもの <u>59,000円</u>		オ <u>500平方メートル</u> を超え1,000平方メ ートル以内のもの <u>49,000円</u>
	カ 1,000平方メート ルを超え2,000平方 メートル以内のも の <u>79,000円</u>		カ 1,000平方メート ルを超え2,000平方 メートル以内のも の <u>67,000円</u>
	キ 2,000平方メート ルを超え10,000平 方メートル以内の もの <u>162,000円</u>		キ 2,000平方メート ルを超え10,000平 方メートル以内の もの <u>150,000円</u>
	ク 10,000平方メー トルを超え50,000 平方メートル以内 のもの <u>267,000円</u>		ク 10,000平方メー トルを超え50,000 平方メートル以内 のもの <u>240,000円</u>
	ケ 50,000平方メー トルを超えるもの <u>558,000円</u>		ケ 50,000平方メー トルを超えるもの <u>427,000円</u>
4 (略)	(略)	4 (略)	(略)
5 建築基準法 第18条第2項 (同法第87条 第1項におい て準用する 場合を含む。)の規定によ る計画の通 知に対	1 (略) ア 30平方メート ル以内のもの <u>10,00</u> <u>0円</u> イ 30平方メート ルを超え100平方メ ートル以内のもの <u>2</u> <u>1,000円</u> ウ 100平方メート	5 建築基準法 第18条第2項 (同法第87条 第1項におい て準用する 場合を含む。)の規定によ る計画の通 知に対	1 (略) ア 30平方メート ル以内のもの <u>7,500</u> <u>円</u> イ 30平方メート ルを超え100平方メ ートル以内のもの <u>1</u> <u>3,000円</u> ウ 100平方メート

する審査

を超え200平方メートル以内のもの 3
5,000円

エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 4
6,000円

オ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
74,000円

カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
104,000円

キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
291,000円

ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの
426,000円

ケ 50,000平方メートルを超えるもの
828,000円

(摘要)

1～4 (略)

5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項ただし書の適用を受ける場合(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に該当する場合に限

する審査

を超え200平方メートル以内のもの 2
1,000円

エ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 2
8,000円

オ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
51,000円

カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
72,000円

キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
210,000円

ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの
360,000円

ケ 50,000平方メートルを超えるもの
690,000円

(摘要)

1～4 (略)

	<u>る。)の計画の通知 の手数料の金額 は、表に定める金 額に、別表第3の2 68の項に掲げる 区分に応じ、それ ぞれ同項金額の 欄に定める金額 を加算した金額 とする。</u> 2 計画の通知に係る計 画に建築基準法第87 条の4の昇降機に係 る部分が含まれる場合 計画の通知に係る 計画に同条の昇降機 に係る部分が含まれ ない場合の手数料の 金額に、当該昇降機に ついて、<u>別表第3の55 の項</u>に掲げる区分に 応じ、それぞれ同項金 額の欄に定める金額 の合計金額を加算し た金額			2 計画の通知に係る計 画に建築基準法第87 条の4の昇降機に係 る部分が含まれる場合 計画の通知に係る 計画に同条の昇降機 に係る部分が含まれ ない場合の手数料の 金額に、当該昇降機に ついて、<u>同条において 準用する同法第18条 第2項の規定による計 画の通知の項</u>に掲げ る区分に応じ、それぞ れ同項金額の欄に定 める金額の合計金額 を加算した金額
6 建築基準法 第18条第20 項の規定に よる工事の 完了の通知 に対する検 査	1 (略) ア (略) (1) 30平方メート ル以内のもの <u>2 2,000円</u> (2) 30平方メート ルを超え100平方 メートル以内の もの <u>29,000円</u> (3) 100平方メート ルを超え200平方 メートル以内の		6 建築基準法 第18条第20 項の規定に よる工事の 完了の通知 に対する検 査	1 (略) ア (略) (1) 30平方メート ル以内のもの <u>1 4,000円</u> (2) 30平方メート ルを超え100平方 メートル以内の もの <u>17,000円</u> (3) 100平方メート ルを超え200平方 メートル以内の

		もの <u>39,000円</u> (4) 200平方メートルを超え<u>300平方メートル以内</u>のもの <u>54,000円</u> (5) <u>300平方メートル</u>を超え1,000平方メートル以内のもの <u>88,000円</u> (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>113,000円</u> (7) (略) (8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>283,000円</u> (9) 50,000平方メートルを超えるもの <u>573,000円</u> (摘要) 1及び2 (略) イ 工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 工事の完了の通知に係る計画に同条の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の金額に、当該昇降機について、<u>別表第3の56の項</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同			もの <u>23,000円</u> (4) 200平方メートルを超え<u>500平方メートル以内</u>のもの <u>33,000円</u> (5) <u>500平方メートル</u>を超え1,000平方メートル以内のもの <u>54,000円</u> (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>75,000円</u> (7) (略) (8) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>285,000円</u> (9) 50,000平方メートルを超えるもの <u>450,000円</u> (摘要) 1及び2 (略) イ 工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 工事の完了の通知に係る計画に同条の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の金額に、当該昇降機について、<u>同条において準用する同法第18条第20項の規定に</u>
--	--	--	--	--	---

項金額の欄に定める
金額の合計金額
を加算した金額

2 (略)

ア (略)

- (1) 30平方メートル以内のもの 2
0,000円
- (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 26,000円
- (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 36,000円
- (4) 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 52,000円
- (5) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 85,000円
- (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 106,000円
- (7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 165,000円
- (8) 10,000平方メ

よる工事の完了の
通知の項に掲げる
区分に応じ、それぞ
れ同項金額の欄に
定める金額の合計
金額を加算した金
額

2 (略)

ア (略)

- (1) 30平方メートル以内のもの 1
3,000円
- (2) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 16,000円
- (3) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 21,000円
- (4) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 31,000円
- (5) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 52,000円
- (6) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 70,000円
- (7) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 129,000円
- (8) 10,000平方メ

		ートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>268,000円</u> (9) 50,000平方メートルを超えるもの <u>558,000円</u> (摘要) 1及び2 (略) イ 工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 工事の完了の通知に係る計画に同条の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の金額に、当該昇降機について、<u>別表第3の56の項</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額の合計金額を加算した金額			ートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>223,000円</u> (9) 50,000平方メートルを超えるもの <u>370,000円</u> (摘要) 1及び2 (略) イ 工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 工事の完了の通知に係る計画に同条の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の金額に、当該昇降機について、<u>同条において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知の項</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額の合計金額を加算した金額
7 建築基準法第18条第28項の規定による特定工程の工事終了の通知に対する検査	(略)	ア 30平方メートル以内のもの <u>19,000円</u> イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>26,000円</u> ウ 100平方メートル	7 建築基準法第18条第28項の規定による特定工程の工事終了の通知に対する検査	(略)	ア 30平方メートル以内のもの <u>13,000円</u> イ 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの <u>16,000円</u> ウ 100平方メートル

		を超え200平方メートル以内のもの <u>3</u> <u>1,000円</u> エ 200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの <u>4</u> <u>1,000円</u> オ <u>300平方メートル</u>を超え1,000平方メートル以内のもの <u>59,000円</u> カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>79,000円</u> キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>162,000円</u> ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>267,000円</u> ケ 50,000平方メートルを超えるもの <u>558,000円</u>			を超え200平方メートル以内のもの <u>2</u> <u>0,000円</u> エ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>3</u> <u>0,000円</u> オ <u>500平方メートル</u>を超え1,000平方メートル以内のもの <u>49,000円</u> カ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>67,000円</u> キ 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>150,000円</u> ク 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの <u>240,000円</u> ケ 50,000平方メートルを超えるもの <u>427,000円</u>
	8～52 (略)	(略)		8～52 (略)	(略)
	53 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	1 建築設備を設置する場合(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。) 1基につき<u>24,000円</u>(小荷物専用昇降機については1基につき<u>9,000円</u>) 2 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置す		53 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	1 建築設備を設置する場合(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。) 1基につき<u>13,000円</u>(小荷物専用昇降機については1基につき<u>6,000円</u>) 2 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置す

	る場合 1基につき <u>11,000円</u> (小荷物専用昇降機については1基につき <u>7,000円</u>)		る場合 1基につき <u>7,500円</u> (小荷物専用昇降機については1基につき <u>4,500円</u>)
54 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査	1基につき <u>37,000円</u> (小荷物専用昇降機については1基につき <u>20,000円</u>)	54 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査	1基につき <u>19,000円</u> (小荷物専用昇降機については1基につき <u>12,000円</u>)
55 建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	1 建築設備を設置する場合(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。) 1基につき <u>24,000円</u> (小荷物専用昇降機については1基につき <u>9,000円</u>) 2 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 1基につき <u>11,000円</u> (小荷物専用昇降機については1基につき <u>7,000円</u>)	55 建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	1 建築設備を設置する場合(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。) 1基につき <u>13,000円</u> (小荷物専用昇降機については1基につき <u>6,000円</u>) 2 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 1基につき <u>7,500円</u> (小荷物専用昇降機については1基につき <u>4,500円</u>)
56 建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査	1基につき <u>37,000円</u> (小荷物専用昇降機については1基につき <u>20,000円</u>)	56 建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査	1基につき <u>19,000円</u> (小荷物専用昇降機については1基につき <u>12,000円</u>)

57 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	1 工作物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。) 1基につき <u>21,000円</u> 2 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1基につき <u>9,000円</u>
58 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査	1基につき <u>23,000円</u>
59 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	1 工作物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。) 1基につき <u>21,000円</u> 2 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1基につき <u>9,000円</u>
60 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第20項の規定に	1基につき <u>23,000円</u>

57 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	1 工作物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。) 1基につき <u>12,000円</u> 2 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1基につき <u>6,000円</u>
58 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査	1基につき <u>13,000円</u>
59 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	1 工作物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。) 1基につき <u>12,000円</u> 2 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1基につき <u>6,000円</u>
60 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第20項の規定に	1基につき <u>13,000円</u>

よる工事の完了の通知に対する検査		よる工事の完了の通知に対する検査	
60の2～212 (略)	(略)	60の2～212 (略)	(略)
213 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定による宅地造成等(土石の堆積を除く。)に関する工事の許可の申請に対する審査	盛土又は切土をする土地の面積 ア 500平方メートル以内のもの 16,000円 イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 28,000円 ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 40,000円 エ 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 59,000円 オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 67,000円 カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 92,000円 キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 148,000円 ク 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 228,000円 ケ 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 250,000円	213 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。次項において「旧法」という。)第8条第1項の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	切土又は盛土をする土地の面積 ア 500平方メートル以内のもの 12,000円 イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 21,000円 ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 31,000円 エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 47,000円 オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 67,000円 カ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 110,000円 キ 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 170,000円 ク 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 250,000円 ケ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 310,000円

	<u>トルを超え70,000</u> <u>平方メートル以内</u> <u>のもの 358,000円</u> <u>コ 70,000平方メー</u> <u>トルを超え100,000</u> <u>平方メートル以内</u> <u>のもの 506,000円</u> <u>サ 100,000平方メー</u> <u>トルを超えるもの</u> <u>654,000円</u>	<u>トルを超え100,000</u> <u>平方メートル以内</u> <u>のもの 340,000円</u> <u>コ 100,000平方メー</u> <u>トルを超えるもの</u> <u>420,000円</u>
<u>213の2 宅地</u> <u>造成及び特</u> <u>定盛土等規</u> <u>制法第12条</u> <u>第1項の規定</u> <u>による宅地</u> <u>造成等(土石</u> <u>の堆積に限</u> <u>る。)に関す</u> <u>る工事の許</u> <u>可の申請に</u> <u>対する審査</u>	<u>土石の堆積を行う土地</u> <u>の面積</u> <u>ア 500平方メートル</u> <u>以内のもの 11,00</u> <u>0円</u> <u>イ 500平方メートル</u> <u>を超え1,000平方メ</u> <u>ートル以内のもの</u> <u>14,000円</u> <u>ウ 1,000平方メート</u> <u>ルを超え2,000平方</u> <u>メートル以内のも</u> <u>の 16,000円</u> <u>エ 2,000平方メート</u> <u>ルを超え3,000平方</u> <u>メートル以内のも</u> <u>の 20,000円</u> <u>オ 3,000平方メート</u> <u>ルを超え5,000平方</u> <u>メートル以内のも</u> <u>の 29,000円</u> <u>カ 5,000平方メート</u> <u>ルを超え10,000平</u> <u>方メートル以内の</u> <u>もの 32,000円</u> <u>キ 10,000平方メー</u> <u>トルを超え20,000</u> <u>平方メートル以内</u> <u>のもの 39,000円</u>	

	ク <u>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの</u> <u>54,000円</u> ケ <u>40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの</u> <u>74,000円</u> コ <u>70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの</u> <u>111,000円</u> サ <u>100,000平方メートルを超えるもの</u> <u>135,000円</u>
<u>213の3 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定による宅地造成等(土石の堆積を除く。)に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査</u>	次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が<u>654,000円</u>を超えるときは、その手数料の金額は、<u>654,000円</u>とする。 ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更(イに規定する変更のみに該当する場合を除く。) 変更前の盛土又は切土をする土地の面積(イに規定する変更がない場合であつて、盛土又は切土をする土地の縮小を伴うときにあつては、縮小後の盛土又は切土をする土地の面積)に応じ、別表第3の213の項に定める金額に10分の1を

	乗じて得た金額 イ 盛土又は切土をする新たな土地に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更 当該盛土又は切土をする新たな土地の面積に応じ、別表第3の213の項に定める金額 ウ その他の変更 1 0,000円
213の4 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定による宅地造成等(土石の堆積に限る。)に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が135,000円を超えるときは、その手数料の金額は、135,000円とする。 ア 土石の堆積に関する工事の設計の変更(イに規定する変更のみに該当する場合を除く。) 変更前の土石の堆積を行う土地の面積(イに規定する変更がない場合であつて、土石の堆積を行う土地の縮小を伴うときにあつては、縮小後の土石の堆積を行う土地の面積)に応じ、別表第3の213の2の項に定める金額に10分の1を乗じて得た金額 イ 土石の堆積を行う新たな土地に係

		<u>る土石の堆積に関する工事の設計の変更 当該土石の堆積を行う新たな土地の面積に応じ、別表第3の213の2の項に定める金額</u> <u>ウ その他の変更 1</u> <u>0,000円</u>	
<u>214 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定による中間検査の申請に対する審査</u>	<u>盛土又は切土をする土地の面積</u> <u>ア 3,000平方メートル以内のもの 3,000円</u> <u>イ 3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 6,100円</u> <u>ウ 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 12,300円</u> <u>エ 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 24,700円</u> <u>オ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 43,200円</u> <u>カ 100,000平方メートルを超えるもの 61,700円</u>	<u>214 旧法第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査</u>	<u>変更許可の申請1件につき、次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が420,000円を超えるときは、その手数料の金額は、420,000円とする。</u> <u>ア 宅地造成に関する工事の設計の変更(イのみに該当する場合を除く。) 変更前の切土又は盛土をする土地の面積(イに規定する変更がない場合であって、切土又は盛土をする土地の縮小を伴うときは、縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ、前項に規定する金額に10分の1を乗じて得た金額</u> <u>イ 切土又は盛土をする新たな土地に係る宅地造成に関する工事の設計の変更 当該切土又は盛土をする新たな土地の面積に応</u>

			じ、前項に規定する 金額 ウ その他の変更 1 0,000円
215～260の2 (略)	(略)	215～260の2 (略)	(略)
261 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査	1 認定の申請に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6(令和4年10月1日において現に存する建築物の住宅部分(当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基	261 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査	1 認定の申請に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6(令和4年10月1日において現に存する建築物の住宅部分(当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消

準(令和4年国土交通省告示第1106号)に適合するものに限る。)については、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級5又は等級6)に適合しているものに限る。)の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額

ア (略)

(1) 一戸建ての住宅 4,700円

(2) (略)

(ア) 300平方メートル未満のもの 9,300円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 44,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 79,000円

イ (略)

(1) 300平方メートル

費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)に適合するものに限る。)については、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級5又は等級6)に適合しているものに限る。)の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額

ア (略)

(1) 一戸建ての住宅 4,500円

(2) (略)

(ア) 300平方メートル未満のもの 9,100円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 43,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 77,000円

イ (略)

(1) 300平方メートル

ル未満のもの 9,300円

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円

(3) (略)

(4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 79,000円

(5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 126,000円

(6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 159,000円

(7) 25,000平方メートル以上のもの 199,000円

2 (略)

ア 住宅部分 (1)から(3)までの区分に応じ、次に掲げる金額

(1) 誘導仕様基準による場合 当該住宅部分の区分に応じ、次に掲げる金額

ア 一戸建ての住宅 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額

ル未満のもの 9,100円

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 15,000円

(3) (略)

(4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 77,000円

(5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 123,000円

(6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 155,000円

(7) 25,000平方メートル以上のもの 194,000円

2 (略)

ア 住宅部分 認定の申請に係る計画に係る建築物のエネルギー消費性能を評価する方法の区分に応じ、次に掲げる金額

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号ただし

(i) 200平方メートル未満のもの 17,000円
 (ii) 200平方メートル以上のもの 18,000円
 (イ) 共同住宅等床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額
 (i) 300平方メートル未満のもの 32,000円
 (ii) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 56,000円
 (iii) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 102,000円
 (iv) 5,000平方メートル以上のもの 155,000円
 (2) 誘導仕様・計算併用法による場合 当該住宅部分の区分に応じ、次に掲げる金額
 (ア) 一戸建ての住宅 床面積

書、イ(1)又はロ(1)による評価を含む場合 当該住宅部分の区分に応じ、次に掲げる金額
 (ア) 一戸建ての住宅 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額
 (i) 200平方メートル未満のもの 33,000円
 (ii) 200平方メートル以上のもの 37,000円
 (イ) 共同住宅等床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額
 (i) 300平方メートル未満のもの 66,000円
 (ii) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 111,000円
 (iii) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 190,000円

の合計の区分
に応じ、次に掲
げる金額

(i) 200平方メ
ートル未満
のもの 25,
000円

(ii) 200平方
メートル以
上のもの 2
8,000円

(イ) 共同住宅等
床面積の合
計の区分に応
じ、次に掲げる
金額

(i) 300平方メ
ートル未満
のもの 50,
000円

(ii) 300平方
メートル以
上2,000平方
メートル未
満のもの 8
5,000円

(iii) 2,000平
方メートル
以上5,000平
方メートル
未満のもの
148,000円

(iv) 5,000平
方メートル
以上のもの
217,000円

(3) (1)及び(2)以外
の場合 当該住
宅部分の区分に
応じ、次に掲げる

(iv) 5,000平
方メートル
以上のもの
272,000円

(2) 建築物エネル
ギー消費性能基
準等を定める省
令第10条第2号イ
(2)及びロ(2)によ
る評価の場合
当該住宅部分の
区分に応じ、次に
掲げる金額

(ア) 一戸建ての
住宅 床面積
の合計の区分
に応じ、次に掲
げる金額

(i) 200平方メ
ートル未満
のもの 16,
000円

(ii) 200平方
メートル以
上のもの 1
8,000円

(イ) 共同住宅等
床面積の合
計の区分に応
じ、次に掲げる
金額

(i) 300平方メ
ートル未満
のもの 31,
000円

(ii) 300平方
メートル以
上2,000平方
メートル未
満のもの 5

	金額	5,000円
	(ア) 一戸建ての住宅 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額	(iii) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円
	(i) 200平方メートル未満のもの 34,000円	(iv) 5,000平方メートル以上のもの 151,000円
	(ii) 200平方メートル以上のもの 38,000円	イ 非住宅部分 認定の申請に係る計画に係る建築物のエネルギー消費性能を評価する方法の区分に応じ、次に掲げる金額
	(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額	(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書、イ(1)又はロ(1)による評価を含む場合 当該非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額
	(i) 300平方メートル未満のもの 68,000円	(ア) 300平方メートル未満のもの 220,000円
	(ii) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 114,000円	(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 276,000円
	(iii) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 195,000円	(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 279,000円
	(iv) 5,000平方メートル以上のもの 279,000円	
	イ 非住宅部分 (1)	

又は(2)の区分に応じ、次に掲げる金額

(1) モデル建築物

誘導基準による
場合 当該非住
宅部分の床面積
の合計の区分に
応じ、次に掲げる
金額

(ア) 300平方メー
トル未満のも
の 86,000円

(イ) 300平方メー
トル以上1,000
平方メートル
未満のもの 1
10,000円

(ウ) 1,000平方メ
ートル以上
2,000平方メー
トル未満のも
の 145,000円

(エ) 2,000平方メ
ートル以上
5,000平方メー
トル未満のも
の 235,000円

(オ) 5,000平方メ
ートル以上
10,000平方メ
ートル未満の
もの 307,000
円

(カ) 10,000平方
メートル以上
25,000平方メ
ートル未満の
もの 369,000
円

(キ) 25,000平方

トル未満のも
の 357,000円

(ク) 2,000平方メ
ートル以上
5,000平方メー
トル未満のも
の 509,000円

(コ) 5,000平方メ
ートル以上
10,000平方メ
ートル未満の
もの 627,000
円

(ケ) 10,000平方
メートル以上
25,000平方メ
ートル未満の
もの 742,000
円

(キ) 25,000平方
メートル以上
のもの 846,0
00円

(2) 建築物エネル
ギー消費性能基
準等を定める省
令第10条第1号イ
(2)及びロ(2)によ
る評価の場合
当該非住宅部分
の床面積の合計
の区分に応じ、次
に掲げる金額

(ア) 300平方メー
トル未満のも
の 84,000円

(イ) 300平方メー
トル以上1,000
平方メートル
未満のもの 1

		メートル以上 のもの 433,0 00円		07,000円
		(2) (1)以外の場合 当該非住宅部 分の床面積の合 計の区分に応じ、 次に掲げる金額		(ウ) 1,000平方メ ートル以上
		(ア) 300平方メー トル未満のも の 226,000円		2,000平方メー トル未満のも の 141,000円
		(イ) 300平方メー トル以上1,000 平方メートル 未満のもの 2 83,000円		(エ) 2,000平方メ ートル以上
		(ウ) 1,000平方メ ートル以上		5,000平方メー トル未満のも の 229,000円
		2,000平方メー トル未満のも の 366,000円		(オ) 5,000平方メ ートル以上
		(エ) 2,000平方メ ートル以上		10,000平方メ ートル未満の もの 299,000 円
		5,000平方メー トル未満のも の 523,000円		(カ) 10,000平方 メートル以上
		(オ) 5,000平方メ ートル以上		25,000平方メ ートル未満の もの 359,000 円
		10,000平方メ ートル未満の もの 644,000 円		(キ) 25,000平方 メートル以上
		(カ) 10,000平方 メートル以上		のもの 422,0 00円
		25,000平方メ ートル未満の もの 761,000 円		
		(キ) 25,000平方 メートル以上		

のもの 868,0
00円

(摘要)

1及び2 (略)

3 誘導仕様基準とは、
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この摘要において「省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

4 誘導仕様・計算併用法とは、省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。

5 モデル建築物誘導基準とは、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

6 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の認定の申請の手数料の金額は、表に定める金額に、別表第3の5の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額を加算した金額とする。

(摘要)

1及び2 (略)

3 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の認定の申請の手数料の金額は、表に定める金額に、建築基準法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額を加算した金額とす

			る。
262 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査	<u>前項</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額 (摘要) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、<u>前項の摘要の6</u>の規定を準用する。この場合において、同項の<u>摘要の6</u>の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「表に定める金額」とあるのは「<u>別表第3の261の項</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額」とする。	262 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額 (摘要) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、<u>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請の項の摘要の3</u>の規定を準用する。この場合において、同項の<u>摘要の3</u>の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「表に定める金額」とあるのは「<u>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請の項</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額」とする。
263～265 (略)		263～265 (略)	
266 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の	<u>建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額</u> <u>1 住宅部分 アからウ</u> までの区分に応じ、次に掲げる金額 <u>ア 仕様基準による</u>	266 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項の	<u>建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物のエネルギー消費性能を評価する方法の区分に応じ、次に掲げる金額</u>

規定による
建築物エネ
ルギー消費
性能適合性
判定

場合 当該住宅部
分の区分に応じ、次
に掲げる金額

(1) 一戸建ての住
宅 床面積の合
計の区分に応じ、
次に掲げる金額

(ア) 200平方メー
トル未満のも
の 17,000円

(イ) 200平方メー
トル以上のも
の 18,000円

(2) 共同住宅等
床面積の合計の
区分に応じ、次に
掲げる金額

(ア) 300平方メー
トル未満のも
の 32,000円

(イ) 300平方メー
トル以上2,000
平方メートル
未満のもの 5
6,000円

(ウ) 2,000平方メ
ートル以上
5,000平方メー
トル未満のも
の 102,000円

(エ) 5,000平方メ
ートル以上の
もの 155,000
円

イ 仕様・計算併用法
による場合 当該
住宅部分の区分に
応じ、次に掲げる金
額

(1) 一戸建ての住

規定による
建築物エネ
ルギー消費
性能適合性
判定

ア 建築物エネルギー
消費性能基準等を定
める省令第1条第1項
第1号ただし書又はイ
による評価の場合
用途の区分に応じ、次
に掲げる金額

(1) 工場等以外の用
途に供する場合
床面積の合計の区
分に応じ、次に掲げ
る金額

(ア) 300平方メート
ル以上1,000平方
メートル未満の
もの 276,000円

(イ) 1,000平方メー
トル以上2,000平
方メートル未満
のもの 356,000
円

(ウ) 2,000平方メー
トル以上5,000平
方メートル未満
のもの 505,000
円

(エ) 5,000平方メー
トル以上10,000
平方メートル未
満のもの 622,0
00円

(オ) 10,000平方メ
ートル以上25,00
0平方メートル未
満のもの 735,0
00円

(カ) 25,000平方メ
ートル以上のも
の 839,000円

(2) 工場等の用途に

宅 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額

(ア) 200平方メートル未満のもの 25,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 28,000円

(2) 共同住宅等

床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額

(ア) 300平方メートル未満のもの 50,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 85,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 148,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 217,000円

ウ ア及びイ以外の場合 当該住宅部分の区分に応じ、次に掲げる金額

(1) 一戸建ての住宅 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額

(ア) 200平方メートル未満のもの

供する場合 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額

(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 29,000円

(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 41,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 98,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 146,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円

(カ) 25,000平方メートル以上のもの 223,000円

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロによる評価の場合 用途の区分に応じ、次に掲げる金額

(1) 工場等以外の用途に供する場合 床面積の合計の区

の 34,000円
(イ) 200平方メー
トル以上のも
の 38,000円
(2) 共同住宅等
床面積の合計の
区分に応じ、次に
掲げる金額
(ア) 300平方メー
トル未満のも
の 68,000円
(イ) 300平方メー
トル以上2,000
平方メートル
未満のもの 1
14,000円
(ウ) 2,000平方メ
ートル以上
5,000平方メー
トル未満のも
の 195,000円
(エ) 5,000平方メ
ートル以上の
もの 279,000
円

2 非住宅部分 ア又は
イの区分に応じ、次に
掲げる金額

ア モデル建築物基
準による場合 用
途の区分に応じ、次
に掲げる金額

(1) 工場等以外の
用途に供する場
合 床面積の合
計の区分に応じ、
次に掲げる金額
(ア) 300平方メー
トル未満のも
の 86,000円

分に応じ、次に掲げ
る金額

(ア) 300平方メー
トル以上1,000平方
メートル未満の
もの 107,000円

(イ) 1,000平方メー
トル以上2,000平
方メートル未満
のもの 141,000
円

(ウ) 2,000平方メー
トル以上5,000平
方メートル未満
のもの 227,000
円

(エ) 5,000平方メー
トル以上10,000
平方メートル未
満のもの 297,0
00円

(オ) 10,000平方メ
ートル以上25,00
0平方メートル未
満のもの 356,0
00円

(カ) 25,000平方メ
ートル以上のも
の 418,000円

(2) 工場等の用途に
供する場合 床面
積の合計の区分に
応じ、次に掲げる金
額

(ア) 300平方メー
トル以上1,000平方
メートル未満の
もの 25,000円

(イ) 1,000平方メー
トル以上2,000平

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 10,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 307,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 369,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 433,000円

(2) 工場等の用途に供する場合
床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額

(ア) 300平方メートル未満のもの 18,000円

(イ) 300平方メー

方メートル未満のもの 36,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 92,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 138,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 172,000円

(カ) 25,000平方メートル以上のもの 214,000円

(摘要)

1 床面積の合計は、特定建築行為に係る非住宅部分の床面積について算定する。

2 工場等とは、非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。

トル以上1,000
平方メートル
未満のもの 2
6,000円

(ウ) 1,000平方メ
ートル以上
2,000平方メー
トル未満のも
の 37,000円

(エ) 2,000平方メ
ートル以上
5,000平方メー
トル未満のも
の 94,000円

(オ) 5,000平方メ
ートル以上
10,000平方メ
ートル未満の
もの 142,000
円

(カ) 10,000平方
メートル以上
25,000平方メ
ートル未満の
もの 177,000
円

(キ) 25,000平方
メートル以上
のもの 219,0
00円

イ ア以外の場合
用途の区分に応じ、
次に掲げる金額

(1) 工場等以外の
用途に供する場
合 床面積の合
計の区分に応じ、
次に掲げる金額

(ア) 300平方メー
トル未満のも

の 226,000円

(イ) 300平方メー

トル以上1,000

平方メートル

未満のもの 2

83,000円

(ウ) 1,000平方メ

ートル以上

2,000平方メー

トル未満のも

の 366,000円

(エ) 2,000平方メ

ートル以上

5,000平方メー

トル未満のも

の 523,000円

(オ) 5,000平方メ

ートル以上

10,000平方メ

ートル未満の

もの 644,000

円

(カ) 10,000平方

メートル以上

25,000平方メ

ートル未満の

もの 761,000

円

(キ) 25,000平方

メートル以上

のもの 868,0

00円

(2) 工場等の用途

に供する場合

床面積の合計の

区分に応じ、次に

掲げる金額

(ア) 300平方メー

トル未満のも

の 22,000円

(イ) 300平方メー
トル以上1,000
平方メートル
未満のもの 3
0,000円

(ウ) 1,000平方メ
ートル以上
2,000平方メー
トル未満のも
の 42,000円

(エ) 2,000平方メ
ートル以上
5,000平方メー
トル未満のも
の 101,000円

(オ) 5,000平方メ
ートル以上
10,000平方メ
ートル未満の
もの 149,000
円

(カ) 10,000平方
メートル以上
25,000平方メ
ートル未満の
もの 185,000
円

(キ) 25,000平方
メートル以上
のもの 229,0
00円

(摘要)

1 共同住宅等の床面積
の合計には、当該建築
物の共用部分の床面
積を含める。ただし、
共用部分を計算しな
い評価方法を用いる
場合は、この限りでな
い。

- 2 住宅部分及び非住宅部分からなる建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定をする場合における手数料の金額は、住宅部分及び非住宅部分について、それぞれ該当する区分に応じた金額(住宅部分については、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の住戸の数が1である場合は一戸建ての住宅と、2以上である場合は共同住宅等とみなして1に定める金額)を加算した金額とする。
- 3 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この摘要において「省令」という。)第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 4 仕様・計算併用法とは、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。
- 5 モデル建築物基準とは、省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。
- 6 工場等とは、非住宅部分の全部を工場、倉

		<u>庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。</u>		
267 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定		<u>前項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額</u>	267 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額</u>
268 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定		<u>建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額</u> <u>1 住宅部分 アからウまでの区分に応じ、次に掲げる金額</u> <u>ア 仕様基準による場合 当該住宅部分の区分に応じ、次に掲げる金額</u> <u>(1) 一戸建ての住宅 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額</u> <u>(イ) 200平方メートル未満のもの 17,000円</u> <u>(イ) 200平方メートル以上のもの 18,000円</u>	268 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	<u>建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物のエネルギー消費性能を評価する方法の区分に応じ、次に掲げる金額</u> <u>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書又はイによる評価の場合 用途の区分に応じ、次に掲げる金額</u> <u>(1) 工場等以外の用途に供する場合 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額</u> <u>(イ) 300平方メートル</u>

(2) 共同住宅等
床面積の合計の
区分に応じ、次に
掲げる金額

(ア) 300平方メー
トル未満のも
の 32,000円

(イ) 300平方メー
トル以上2,000
平方メートル
未満のもの 5
6,000円

(ウ) 2,000平方メ
ートル以上
5,000平方メー
トル未満のも
の 102,000円

(エ) 5,000平方メ
ートル以上の
もの 155,000
円

イ 仕様・計算併用法
による場合 当該
住宅部分の区分に
応じ、次に掲げる金
額

(1) 一戸建ての住
宅 床面積の合
計の区分に応じ、
次に掲げる金額

(ア) 200平方メー
トル未満のも
の 25,000円

(イ) 200平方メー
トル以上のも
の 28,000円

(2) 共同住宅等
床面積の合計の
区分に応じ、次に
掲げる金額

ル以上1,000平方
メートル未満の
もの 276,000円

(イ) 1,000平方メー
トル以上2,000平
方メートル未満
のもの 356,000
円

(ウ) 2,000平方メー
トル以上5,000平
方メートル未満
のもの 505,000
円

(エ) 5,000平方メー
トル以上10,000
平方メートル未
満のもの 622,0
00円

(オ) 10,000平方メ
ートル以上25,00
0平方メートル未
満のもの 735,0
00円

(カ) 25,000平方メ
ートル以上のも
の 839,000円

(2) 工場等の用途に
供する場合 床面
積の合計の区分に
応じ、次に掲げる金
額

(ア) 300平方メート
ル以上1,000平方
メートル未満の
もの 29,000円

(イ) 1,000平方メー
トル以上2,000平
方メートル未満
のもの 41,000
円

(ア) 300平方メートル未満のもの 50,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 85,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 148,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 217,000円

ウ ア及びイ以外の
場合 当該住宅部
分の区分に応じ、次
に掲げる金額

(1) 一戸建ての住
宅 床面積の合
計の区分に応じ、
次に掲げる金額

(ア) 200平方メートル未満のもの 34,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 38,000円

(2) 共同住宅等
床面積の合計の
区分に応じ、次に
掲げる金額

(ア) 300平方メートル未満のもの 68,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 98,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 146,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円

(カ) 25,000平方メートル以上のもの 223,000円

イ 建築物エネルギー
消費性能基準等を定
める省令第1条第1項
第1号ロによる評価の
場合 用途の区分に
応じ、次に掲げる金額

(1) 工場等以外の用
途に供する場合 床
面積の合計の区分
に応じ、次に掲げる
金額

(ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 107,000円

(イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 141,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平

		平方メートル未満のもの 14,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 195,000円 (エ) 5,000平方メートル以上のもの 279,000円			方メートル未満のもの 227,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 297,000円 (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 356,000円 (カ) 25,000平方メートル以上のもの 418,000円
	2	非住宅部分 ア又はイの区分に応じ、次に掲げる金額 ア モデル建築物基準による場合 用途の区分に応じ、次に掲げる金額 (1) 工場等以外の用途に供する場合 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額 (ア) 300平方メートル未満のもの 86,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メー			(2) 工場等の用途に供する場合 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額 (ア) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 25,000円 (イ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 36,000円 (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 92,000円 (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 138,000円

トル未満のもの 235,000円

(オ) 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの 307,000円

(カ) 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの 369,000円

(キ) 25,000平方メートル以上
のもの 433,000円

(2) 工場等の用途に供する場合
床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額

(ア) 300平方メートル未満のもの 18,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 26,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの 37,000円

(エ) 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 172,000円

(カ) 25,000平方メートル以上のもの 214,000円

(摘要)

1 床面積の合計は、特定建築行為に係る非住宅部分の床面積について算定する。

2 工場等とは、非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。

の 94,000円
(オ) 5,000平方メ
ートル以上
10,000平方メ
ートル未満の
もの 142,000
円

(カ) 10,000平方
メートル以上
25,000平方メ
ートル未満の
もの 177,000
円

(キ) 25,000平方
メートル以上
のもの 219,0
00円

イ ア以外の場合
用途の区分に応じ、
次に掲げる金額

(1) 工場等以外の
用途に供する場
合 床面積の合
計の区分に応じ、
次に掲げる金額

(ア) 300平方メー
トル未満のも
の 226,000円

(イ) 300平方メー
トル以上1,000
平方メートル
未満のもの 2
83,000円

(ウ) 1,000平方メ
ートル以上
2,000平方メー
トル未満のも
の 366,000円

(エ) 2,000平方メ
ートル以上

5,000平方メー
トル未満のも
の 523,000円

(オ) 5,000平方メ
ートル以上
10,000平方メ
ートル未満の
もの 644,000
円

(カ) 10,000平方
メートル以上
25,000平方メ
ートル未満の
もの 761,000
円

(キ) 25,000平方
メートル以上
のもの 868,0
00円

(2) 工場等の用途
に供する場合
床面積の合計の
区分に応じ、次に
掲げる金額

(ア) 300平方メー
トル未満のも
の 22,000円

(イ) 300平方メー
トル以上1,000
平方メートル
未満のもの 3
0,000円

(ウ) 1,000平方メ
ートル以上
2,000平方メー
トル未満のも
の 42,000円

(エ) 2,000平方メ
ートル以上
5,000平方メー

トル未満のもの
の 101,000円
(オ) 5,000平方メ
ートル以上
10,000平方メ
ートル未満の
もの 149,000
円
(カ) 10,000平方
メートル以上
25,000平方メ
ートル未満の
もの 185,000
円
(キ) 25,000平方
メートル以上
のもの 229,0
00円

(摘要)

- 1 共同住宅等の床面積
の合計には、当該建築
物の共用部分の床面
積を含める。ただし、
共用部分を計算しな
い評価方法を用いる
場合は、この限りでな
い。
- 2 住宅部分及び非住宅
部分からなる建築物
の建築物エネルギー
消費性能適合性判定
をする場合における
手数料の金額は、住宅
部分及び非住宅部分
について、それぞれ該
当する区分に応じた
金額(住宅部分につい
ては、建築物エネルギ
ー消費性能適合性判
定に係る建築物の住

	戸の数が1である場合は一戸建ての住宅と、 2以上である場合は共同住宅等とみなして1に定める金額)を加算した金額とする。 3 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この摘要において「省令」という。)第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。 4 仕様・計算併用法とは、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。 5 モデル建築物基準とは、省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。 6 工場等とは、非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。		
269 建築物のエネルギー消費性能の	前項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の	269 建築物のエネルギー消費性能の	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項の規

向上等に関する法律第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	1を乗じて得た金額	向上等に関する法律第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額
270 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請に対する審査	1 認定の申請に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6(令和4年10月1日において現に存する建築物の住宅部分(当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー	270 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請に対する審査	1 認定の申請に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)又は同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6(令和4年10月1日において現に存する建築物の住宅部分(当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー

一消費量に関する誘導基準に適合するものに限る。)については、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級5又は等級6)に適合しているものに限る。)の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額

ア (略)

(1) 一戸建ての住宅 4,700円

(2) (略)

(ア) 300平方メートル未満のもの 9,300円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 20,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 44,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 79,000円

イ (略)

(1) 300平方メートル未満のもの 9,

一消費量に関する誘導基準に適合するものに限る。)については、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級5又は等級6)に適合しているものに限る。)の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額

ア (略)

(1) 一戸建ての住宅 4,600円

(2) (略)

(ア) 300平方メートル未満のもの 9,100円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 43,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 78,000円

イ (略)

(1) 300平方メートル未満のもの 9,

300円

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円

(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円

(4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 79,000円

(5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 126,000円

(6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 159,000円

(7) 25,000平方メートル以上のもの 199,000円

2 (略)

ア 住宅部分 (1)から(3)までの区分に応じ、次に掲げる金額

(1) 誘導仕様基準による場合 当該住宅部分の区分に応じ、次に掲げる金額

(ア) 一戸建ての住宅 床面積

100円

(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 15,000円

(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 25,000円

(4) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 77,000円

(5) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 122,000円

(6) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 154,000円

(7) 25,000平方メートル以上のもの 193,000円

2 (略)

ア 住宅部分 認定の申請に係る計画に係る建築物のエネルギー消費性能を評価する方法の区分に応じ、次に掲げる金額

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号た

の合計の区分
に応じ、次に掲
げる金額

(i) 200平方メ
ートル未満
のもの 17,
000円

(ii) 200平方
メートル以
上のもの 1
8,000円

(イ) 共同住宅等
床面積の合
計の区分に応
じ、次に掲げる
金額

(i) 300平方メ
ートル未満
のもの 32,
000円

(ii) 300平方
メートル以
上2,000平方
メートル未
満のもの 5
6,000円

(iii) 2,000平
方メートル
以上5,000平
方メートル
未満のもの
102,000円

(iv) 5,000平
方メートル
以上のもの
155,000円

(2) 誘導仕様・計算
併用法による場
合 当該住宅部
分の区分に応じ、

だし書、イ(1)又は
ロ(1)による評価
を含む場合 当
該住宅部分の区
分に応じ、次に掲
げる金額

(ア) 一戸建ての
住宅 床面積
の合計の区分
に応じ、次に掲
げる金額

(i) 200平方メ
ートル未満
のもの 33,
000円

(ii) 200平方
メートル以
上のもの 3
7,000円

(イ) 共同住宅等
床面積の合
計の区分に応
じ、次に掲げる
金額

(i) 300平方メ
ートル未満
のもの 66,
000円

(ii) 300平方
メートル以
上2,000平方
メートル未
満のもの 1
11,000円

(iii) 2,000平
方メートル
以上5,000平
方メートル
未満のもの
188,000円

次に掲げる金額

(ア) 一戸建ての

住宅 床面積

の合計の区分

に応じ、次に掲

げる金額

(i) 200平方メ

ートル未満

のもの 25,

000円

(ii) 200平方

メートル以

上のもの 2

8,000円

(イ) 共同住宅等

床面積の合

計の区分に応

じ、次に掲げる

金額

(i) 300平方メ

ートル未満

のもの 50,

000円

(ii) 300平方

メートル以

上2,000平方

メートル未

満のもの 8

5,000円

(iii) 2,000平

方メートル

以上5,000平

方メートル

未満のもの

148,000円

(iv) 5,000平

方メートル

以上のもの

217,000円

(3) (1)及び(2)以外

(iv) 5,000平

方メートル

以上のもの

270,000円

(2) 建築物エネル

ギー消費性能基

準等を定める省

令第10条第2号イ

(2)及びロ(2)によ

る評価の場合

当該住宅部分の

区分に応じ、次に

掲げる金額

(ア) 一戸建ての

住宅 床面積

の合計の区分

に応じ、次に掲

げる金額

(i) 200平方メ

ートル未満

のもの 16,

000円

(ii) 200平方

メートル以

上のもの 1

8,000円

(イ) 共同住宅等

床面積の合

計の区分に応

じ、次に掲げる

金額

(i) 300平方メ

ートル未満

のもの 31,

000円

(ii) 300平方

メートル以

上2,000平方

メートル未

満のもの 5

の場合 当該住宅部分の区分に応じ、次に掲げる金額

(ア) 一戸建ての住宅 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額

(i) 200平方メートル未満のもの 34,000円

(ii) 200平方メートル以上のもの 38,000円

(イ) 共同住宅等 床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額

(i) 300平方メートル未満のもの 68,000円

(ii) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 114,000円

(iii) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 195,000円

(iv) 5,000平方メートル

5,000円

(iii) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 100,000円

(iv) 5,000平方メートル以上のもの 151,000円

イ 非住宅部分 認定の申請に係る計画に係る建築物のエネルギー消費性能を評価する方法の区分に応じ、次に掲げる金額

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ただし書、イ(1)又はロ(1)による評価を含む場合 当該非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額

(ア) 300平方メートル未満のもの 219,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 276,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メー

	以上のもの 279,000円 イ 非住宅部分 (1) 又は(2)の区分に応じ、次に掲げる金額 (1) モデル建築物誘導基準による場合 当該非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額 (ア) 300平方メートル未満のもの の 86,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 10,000円 (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 307,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
	トル未満のもの の 356,000円 (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 505,000円 (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 622,000円 (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 735,000円 (キ) 25,000平方メートル以上のも 839,000円 (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)による評価の場合 当該非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に掲げる金額 (ア) 300平方メートル未満のもの 84,000円 (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1	

		もの 369,000 円		07,000円
		(キ) 25,000平方 メートル以上 のもの 433,0 00円		(ウ) 1,000平方メ ートル以上 2,000平方メー トル未満のも の 141,000円
		(2) (1)以外の場合 当該非住宅部 分の床面積の合 計の区分に応じ、 次に掲げる金額		(エ) 2,000平方メ ートル以上 5,000平方メー トル未満のも の 227,000円
		(ア) 300平方メー トル未満のも の 226,000円		(オ) 5,000平方メ ートル以上 10,000平方メ ートル未満の もの 297,000 円
		(イ) 300平方メー トル以上1,000 平方メートル 未満のもの 2 83,000円		(カ) 10,000平方 メートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの 356,000 円
		(ウ) 1,000平方メ ートル以上 2,000平方メー トル未満のも の 366,000円		(キ) 25,000平方 メートル以上 のもの 418,0 00円
		(エ) 2,000平方メ ートル以上 5,000平方メー トル未満のも の 523,000円		
		(オ) 5,000平方メ ートル以上 10,000平方メ ートル未満の もの 644,000 円		
		(カ) 10,000平方 メートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの 761,000		

円
(※) 25,000平方
メートル以上
のもの 868,0
00円

(摘要)

1及び2 (略)

3 誘導仕様基準とは、
建築物エネルギー消
費性能基準等を定め
る省令(以下この摘要
において「省令」とい
う。)第10条第2号イ(2)
及びロ(2)に定める基
準をいう。

4 誘導仕様・計算併用
法とは、省令第10条第
2号イ(1)及びロ(2)に
定める基準又は同号
イ(2)及びロ(1)に定め
る基準により評価す
る方法をいう。

5 モデル建築物誘導基
準とは、省令第10条第
1号イ(2)及びロ(2) に
定める基準をいう。

6 建築物のエネルギー
消費性能の向上等に
関する法律第29条第3
項各号に掲げる事項
が記載されている場
合の認定の申請の手
数料の金額は、建築物
ごとにそれぞれ表に
定める金額の合計金
額とする。

7 建築物のエネルギー
消費性能の向上等に
関する法律第30条第2
項の規定による申出

(摘要)

1及び2 (略)

3 建築物のエネルギー
消費性能の向上等に
関する法律第34条第3
項各号に掲げる事項
が記載されている場
合の認定の申請の手
数料の金額は、建築物
ごとにそれぞれ表に
定める金額の合計金
額とする。

4 建築物のエネルギー
消費性能の向上等に
関する法律第35条第2
項の規定による申出

		があった場合の認定の申請の手数料の金額は、表に定める金額に、<u>別表第3の5の項</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額を加算した金額とする。			があった場合の認定の申請の手数料の金額は、表に定める金額に、<u>建築基準法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による<u>計画の通知の項</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額を加算した金額とする。
271	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第31条第1項</u> の規定による変更の認定の申請に対する審査	<u>前項</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額 (摘要) 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第29条第3項各号</u>に掲げる事項が記載されている場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、<u>前項の摘要の6</u>の規定を準用する。この場合において、同項の<u>摘要の6</u>の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「建築物」とあるのは「建築物(変更に係る建築物に限る。)」と、「それぞれ表に定める金額」とあるのは	271	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第36条第1項</u> の規定による変更の認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第34条第1項</u>の規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額 (摘要) 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第34条第3項各号</u>に掲げる事項が記載されている場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請の項の摘要の3</u>の規定を準用する。この場合において、同項の<u>摘要の3</u>の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「建築物」と

「別表第3の270の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額(変更の認定の申請に係る計画に他の建築物を追加する場合には、同欄に定める金額)」とする。

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、前項の摘要の7の規定を準用する。この場合において、同項の摘要の7の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「表に定める金額」とあるのは「別表第3の270の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額」とする。

あるのは「建築物(変更に係る建築物に限る。)」と、「それぞれ表に定める金額」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額(変更の認定の申請に係る計画に他の建築物を追加する場合には、同欄に定める金額)」とする。

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請の項の摘要の4の規定を準用する。この場合において、同項の摘要の4の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「表に定める金額」とあるのは「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に

			による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額」とする。
272 削除		272 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定による認定の申請に対する審査	1 認定の申請に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第22項に規定する検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の写し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5

号)第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級4、等級5又は等級6(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5)に適合しているものに限る。)の写し(以下この項において「適合証等」という。)の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額

ア 住宅部分 当該住宅部分の区分に

					<u>のもの 25,000</u> <u>円</u>
					<u>(4) 2,000平方メー</u> <u>トル以上5,000平</u> <u>方メートル未満</u> <u>のもの 77,000</u> <u>円</u>
					<u>(5) 5,000平方メー</u> <u>トル以上10,000</u> <u>平方メートル未</u> <u>満のもの 122,0</u> <u>00円</u>
					<u>(6) 10,000平方メ</u> <u>ートル以上25,00</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 154,0</u> <u>00円</u>
					<u>(7) 25,000平方メ</u> <u>ートル以上のも</u> <u>の 193,000円</u>
					<u>2 認定の申請に適合証</u> <u>等の添付がない場合</u> <u>建築物の部分の区</u> <u>分に応じ、次に掲げる</u> <u>金額</u>
					<u>ア 住宅部分 認定</u> <u>の申請に係る建築</u> <u>物のエネルギー消</u> <u>費性能を評価する</u> <u>方法の区分に応じ、</u> <u>次に掲げる金額</u>
					<u>(1) 建築物エネル</u> <u>ギー消費性能基</u> <u>準等を定める省</u> <u>令第1条第1項第2</u> <u>号ただし書、イ(1)</u> <u>又はロ(1)による</u> <u>評価を含む場合</u> <u>当該住宅部分</u> <u>の区分に応じ、次</u>

			<u>当する区分に応じた金額を加算した金額とする。</u>
273 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による書面の交付の申請に対する審査	別表第3の266の項又は別表第3の268の項に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの項の金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額	273 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定による書面の交付の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの項の金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額
274 (略)	(略)	274 (略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第3の213の項から214の項までの改正規定及び附則第3項の規定は、同年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の1の項から3の項まで、5の項から7の項まで、53の項から60の項まで、261の項、266の項、268の項及び270の項の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料等について、所要の改正等を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第37号

国家公務員宿舎船橋行田住宅跡地建築物等解体工事請負契約の変更について

令和6年6月28日議決を経た国家公務員宿舎船橋行田住宅跡地建築物等解体工事（契約の相手方 京葉都市開発株式会社）について、次のとおり契約内容を変更する。

令和7年2月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

契 約 金 額	変更前	454,286,800円
	変更後	421,690,500円

理 由

設計図書の変更により、国家公務員宿舎船橋行田住宅跡地建築物等解体工事の契約内容を変更する必要がある。

議案第38号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和7年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和7年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 14,000,000円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告提出後に支払うものとする。ただし、
契約の金額の範囲内で概算払をすることができるものとする。 |
| 5 契約の相手方 | 住所 柏市増尾台2丁目6番6号
氏名 伊藤孝明
資格 公認会計士 |

理 由

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 39 号

市道の路線認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
64-142	三咲 1 丁目 366-4	三咲 1 丁目 366-32	6.00 8.20	218.40	
合 計				218.40	

変更

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
39-016	東町 845-1	東町 834	3.30 4.18	84.10	変更前
39-016	東町 845-1	東町 822-1	3.30 9.20	119.57	変更後
				35.47	
合 計				35.47	

理 由

市道の路線認定及び変更について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第40号

固定資産評価審査委員会委員選任の同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員佐瀬 俊道は、令和7年6月30日をもって任期が満了するので、引き続いて同人を委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和7年2月13日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第41号

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

船橋市国民健康保険条例（昭和47年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（基礎賦課限度額） 第16条 第12条の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。 （後期高齢者支援金等賦課限度額） 第16条の2の8 第16条の2の2の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>26万円</u>を超えることができない。 （低所得者の保険料の減額） 第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とする。 （1）（略） （2） 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金	（基礎賦課限度額） 第16条 第12条の基礎賦課額は、<u>65万円</u>を超えることができない。 （後期高齢者支援金等賦課限度額） 第16条の2の8 第16条の2の2の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>24万円</u>を超えることができない。 （低所得者の保険料の減額） 第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）とする。 （1）（略） （2） 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金

額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に305,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に560,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合にお

額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に295,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に545,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合にお

いて、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の2の2」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の3」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

- 第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする(第4項に掲げる場合を除く。)

(1)及び(2) (略)

- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の2の2」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の3」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

いて、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の2の2」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

- 第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第4項に掲げる場合を除く。)

(1)及び(2) (略)

- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の2の2」と、「65万円」とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の3」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)とする。 (1)及び(2) (略)	4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)とする。 (1)及び(2) (略)
5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の2の2」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>26万円</u>」と読み替えるものとする。	5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の2の2」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>24万円</u>」と読み替えるものとする。
6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と読み替えるものとする。	6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の3」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額並びに保険料の減額の算定方法について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員今野 恵美子は、令和 7 年 6 月 3 0 日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、川崎 敬民を後任の委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

諮問第2号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員雨宮 宏は、令和7年6月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続いて同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和7年2月13日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

諮問第3号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員福澤 繁樹は、令和7年6月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続いて同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和7年2月13日提出

船橋市長 松 戸 徹